

# 盛土規制法に関する 許可申請等の手引き

令和7年10月

福岡県建築都市部開発・盛土指導課

## はじめに

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という)として、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く地域)においては、令和7年10月1日から規制区域を指定し、規制を開始します。

本手引きは、福岡県内(北九州市、福岡市、久留米市を除く地域)における、盛土規制法に基づく許可申請等の手続き方法や規定などについて示したものです。

今後も適切な情報発信を行うために、手続き上でさらに明確に情報を示す必要が生じた場合などは、本手引きの改定を適宜行いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 参考文献

盛土等防災研究会編(2023)『盛土等防災マニュアルの解説』株式会社ぎょうせい

## 用語の定義

用語(略称)	定義
法	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)
盛土規制法	
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)
細則	福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和42年福岡県規則第49号)
施行通知	「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)」 (令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第659号・5林整治第244号)
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第3条で定めるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
宅造区域	宅地造成等工事規制区域の略称 市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がなされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特盛区域	特定盛土等規制区域の略称 市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がなされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
規制区域	宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の総称
盛土又は切土	宅地造成、特定盛土等の土地の形質変更のことで、土石の堆積と区別するために用いる
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
工事主	工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者
工事施行者	工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者

# 目次

## 第 1 章 制度編

第 1 章 制度編	4
1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要	5
1-2 規制区域【法第 10 条、第 26 条】	7
1-3 許可又は届出が必要な盛土等の工事	9
1-3-1 許可又は届出を要する工事【法第 12 条、第 30 条、第 27 条】	9
1-3-2 その他届出を要する工事【法第 21 条、第 40 条】	10
1-3-3 規制対象行為の考え方	11
1-4 法の対象外及び許可又は届出を要しない工事	17
1-4-1 法の規制対象とならない工事【法第 2 条第 1 号】	17
1-4-2 災害の発生のおそれがないと認められる工事等【政令第 5 条】	18
1-4-3 その他の許可又は届出を要しない工事等	20
1-5 許可の特例【法第 15 条、第 27 条第 5 項、第 34 条】	22
1-5-1 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の取扱い	22
1-5-2 都市計画法の開発許可の取扱い	22
1-6 許可・届出要否の確認フロー	23
1-6-1 盛土又は切土の工事における許可・届出 要否確認フロー	23
1-6-2 土石の堆積における許可・届出 要否確認フロー	24
1-7 土地の保全義務【法第 22 条、第 23 条、第 41 条、第 42 条】	25
第 2 章 手続編	26
2-1 手続の一覧	27
2-1-1 事前相談	28
2-1-2 許可(変更許可)申請【法第 12 条、第 16 条、第 30 条、第 35 条】	28
2-1-3 届出(変更届出)【法第 27 条、第 28 条】	29
2-1-4 その他の届出【法第 21 条、第 40 条】	30
2-1-5 軽微な変更【法第 16 条 2 項、第 35 条 2 項】	30
2-1-6 標識の掲示【法第 49 条】	31
2-1-7 工事の着手届【細則第 14 条】	32
2-1-8 定期報告【法第 19 条、第 38 条】	33
2-1-9 中間検査【法第 18 条、第 37 条】	34
2-1-10 完了検査等【法第 17 条、第 36 条】	35
2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第 7 条】	36
2-1-12 地位の承継	36
2-1-13 適合証明【省令第 88 条】	36
2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第 15 条第 1 項、第 34 条第 1 項】	37
2-2 許可又は届出に必要な書類等	38

2-3	窓口及び書類提出先	44
2-4	標準処理期間	46
2-5	申請手数料	47
2-6	代理申請を行う場合	48
2-7	許可・届出情報の公表	48
第3章	許可基準編	49
3-1	周辺住民への事前周知【法第11条、第29条】	50
3-1-1	周知する方法	50
3-1-2	周知する内容	50
3-1-3	周知結果の報告	50
3-1-4	周知する範囲	51
3-2	土地所有者等の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】	52
3-3	技術的基準への適合【法第13条第1項、第31条第1項】	52
3-4	資格を有する者の設計が必要な工事【法第13条第2項、第31条第2項】	53
3-5	資力・信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】	54
3-6	工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】	54
3-7	土石の堆積に関する工事の期間	54
第4章	その他	55
4-1	規制区域指定の際に行っている工事に関する届出【法第21条1項、法第40条1項】	56
4-2	盛土規制法における違反行為および罰則	58
4-3	改訂履歴	59
第5章	様式編	60
	省令様式	61
	細則様式	82
	参考様式	115

## 1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、盛土等に伴う災害の防止は喫緊の課題となっていました。

このことから、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、従来の宅地造成等規制法の法律名が宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

※盛土規制法は、国土交通省・農林水産省による共管法となります

盛土規制法では、盛土等に伴う崖崩れ又は土石の流出による災害の防止のため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、この区域内で行われる一定規模以上の盛土等に関する工事を許可制(一部届出制)としています。

福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)では、令和7年10月1日に規制区域を指定し、規制事務を開始します。※北九州市、福岡市、久留米市の区域は、各市が所管行政庁となります。

### 【盛土規制法における改正概要】

#### ① スキマのない規制

(規制区域)

- 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ※宅地造成等工事規制区域：市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて森林や農地等を含め広く指定
- ※特定盛土等規制区域：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危険を及ぼしうるエリア(斜面地等)を指定
- 区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入
- 都道府県等は規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施

(規制対象)

- 規制区域内で行われる盛土等を、目的や用途に関わらず都道府県知事等の許可の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土等だけでなく、一時的な堆積についても規制する

#### ② 盛土等の安全性の確保

(許可基準・手続き)

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 許可にあたり土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化(中間検査・完了検査)
- 許可基準に沿って工事が行われているかどうかを確認するため、  
1, 工事状況の定期報告、2, 工事中の中間検査及び3, 工事完了時の完了検査を実施

#### ③ 責任の所在の明確化

(管理責任)

- 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化
- ※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

(監督処分)

- 災害防止のため必要な時は、その原因が明らかな場合、原因行為者に対しても是正措置等を命令が可能
- ※盛土等を行った造成主や工事施行者、過去の土地所有者等も原因行為者として命令対象になりえる。

#### ④ 実効性のある罰則措置

(罰則)

- 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反に対する罰則が、条例による罰則の上限より強化されています。

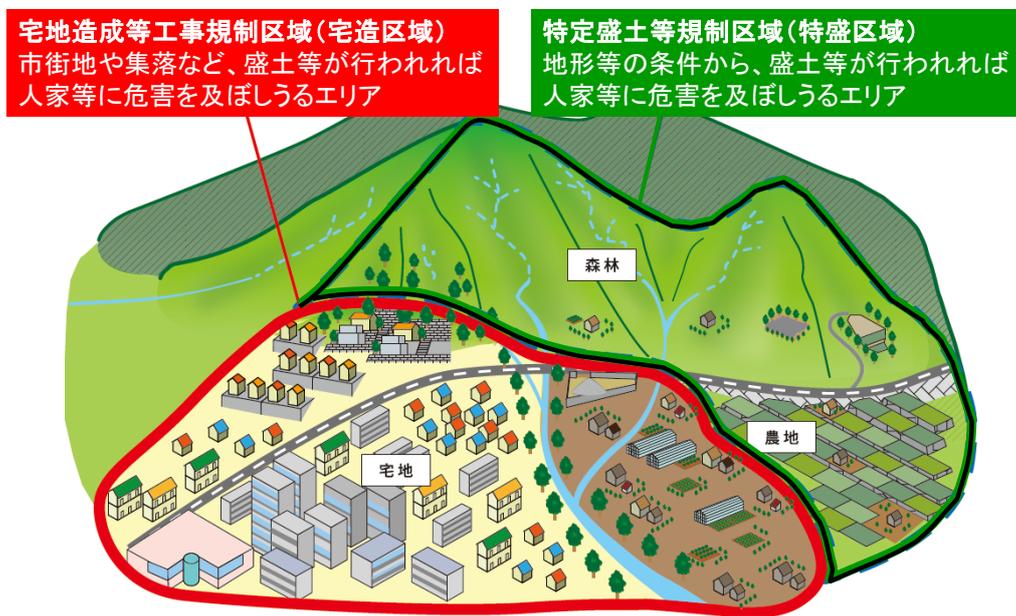
## 1-2 規制区域【法第10条、第26条】

盛土規制法では、都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することとされています。

「宅地造成等工事規制区域(通称:宅造区域)」とは、市街地や集落等人家がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア(隣接・近接する区域を含む)を指定しています。

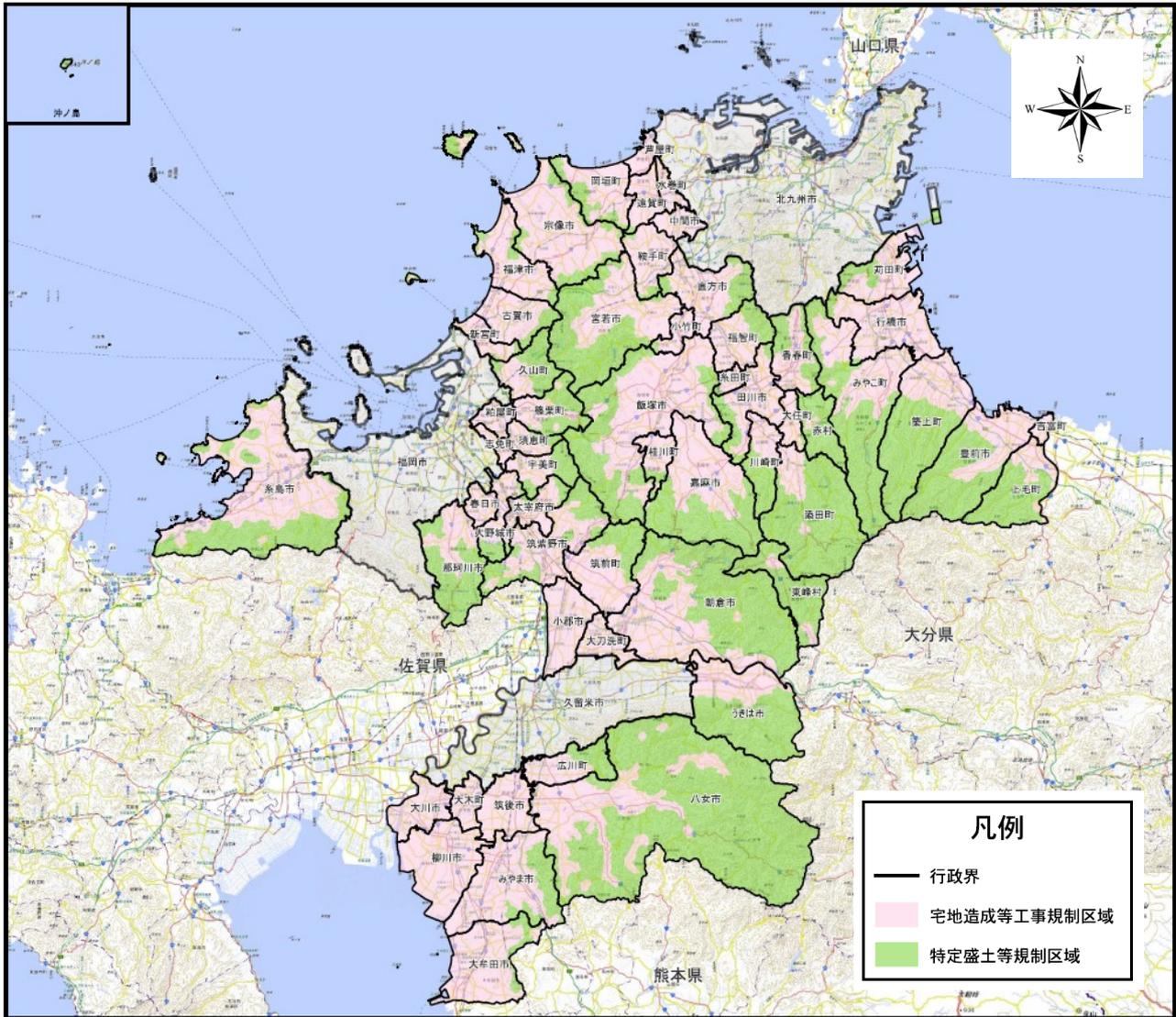
「特定盛土等規制区域(通称:特盛区域)」とは、市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定しています。

規制区域図については、次頁の図1-2を参考にしてください。



※国土交通省パンフレットを一部加工

図1-1 規制区域のイメージ



測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 6JHf 393。  
本製品を複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならない。

図1-2 規制区域図

福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)における規制区域図の詳細は、以下の県ホームページで公表しています。

福岡県における盛土規制法に基づく規制区域について(福岡県ホームページ)

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-kiseikuiki.html>

令和7年10月1日に県内全域を宅造区域又は特盛区域のいずれかの区域に指定します。

※北九州市、福岡市、久留米市については、各市が所管行政庁となりますので、各市のホームページ等をご確認ください。

1-3 許可又は届出が必要な盛土等の工事

1-3-1 許可又は届出を要する工事【法第12条、第30条、第27条】

○許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域では、土地の形質変更又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものについては、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

○届出を要する工事

特定盛土等規制区域において、届出対象規模を超えるものについては、その工事に着手する日の30日前までに、届出書を提出する必要があります。

それぞれの区域において、許可又は届出が必要となる工事の規模は、表1-2を参照ください。

表1-2 許可又は届出を要する工事の規模

区域	区分	許可対象				
宅地造成等工事規制区域	盛土・切土	①盛土で高さが <b>1 m超</b> の崖が生じる場合 	②切土で高さが <b>2 m超</b> の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い <b>2 m超</b> の崖が生じる場合 	④盛土で高さが <b>2 m超</b> となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が <b>500㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が <b>2 m超</b> <b>300㎡超</b> となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 		
区域	区分	届出対象		許可対象		
特定盛土等規制区域	盛土・切土	①盛土で高さが <b>1 m超</b> <b>2 m超</b> の崖が生じる場合 	②切土で高さが <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> の崖が生じる場合 	④盛土で高さが <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 
	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が <b>2 m超</b> <b>5 m超</b> <b>300㎡超</b> <b>1,500㎡超</b> となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> <b>3,000㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 		

注1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます

注2 盛土又は切土をする前後の地盤面の「標高差」が30cm以下の部分を除く。

注3 一時的な土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

1-3-2 その他届出を要する工事【法第21条、第40条】

その他届出を要する工事として、表1-3に示す工事があります。

表1-3 その他届出を要する工事

対象となる工事等	要件	届出期限
規制区域指定の際に行っている工事	許可又は届出を要する規模を超えるもの	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

○規制区域指定の際に行っている工事

区域の指定より前に工事着手し、区域指定以降も工事を行っている場合、許可又は届出を要する工事規模を超えるものについては、区域を指定した日から21日以内に届出書を提出する必要があります。

※詳細は、「第4章その他 4-1規制区域指定の際に行っている工事に関する届出」を参照ください。

令和7年10月1日から盛土規制法の運用を開始するため、令和7年10月22日までに届出が必要です。

○擁壁等に関する除却工事

規制区域内で、以下の工事を行う場合は、その工事に着手する日の14日前までに、届出書を提出する必要があります。

- ・高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設の全部又は一部を除却する工事
- ・地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部を除却する工事
- ・地滑り抑制ぐい等の全部又は一部を除却する工事

※工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

○公共施設用地の転用

規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、転用の届出書を提出する必要があります。

※工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

### 1-3-3 規制対象行為の考え方

#### (1) 盛土又は切土の高さ

盛土又は切土の高さは、許可・届出の対象となる部分の最大高低差をいいます。盛土と切土が混在する場合は、行為によって生ずる最大高さ(盛土と切土を行った後の形状で一番高いところと一番低いところの高低差)となります。

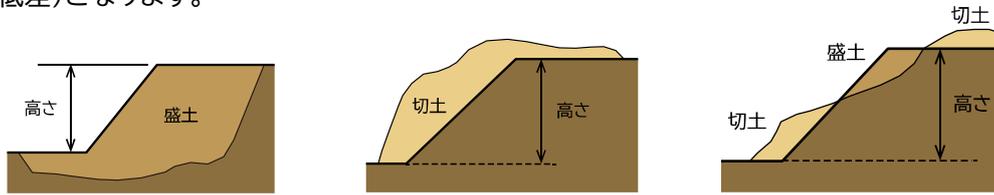


図1-3 許可対象となる盛土又は切土の高さイメージ図

#### (2) 擁壁の高さ

擁壁の高さは、地上高(見え高)をいいます。

擁壁前面の水路の取扱いとして、一般的なコンクリート側溝の場合、盛土の高さは側溝の天端が基準面となります。ただし、断面が大きい水路、河川等に接して擁壁を設ける場合や、擁壁自体を水路の側壁として利用する場合等、個々のケースにより高さの基準面を判断する場合があります。



図1-4 許可対象となる擁壁の高さイメージ図

#### (3) 一体の崖の取扱い判断

連続した斜面を造成する際に、30度以下の緩傾斜部または平坦部が存在する場合は、「一体の崖」として取り扱うか、「別の崖」とするか判定します。「別の崖」と判定された場合、許可又は届出対象を上層と下層の崖に分割して取り扱います。

##### <分離された崖の考え方>

##### ① 一体の崖とみなす場合

下層の崖面の下端からの30°を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合、一体の崖とみなす。

##### ② 別の崖とみなす場合

下層の崖面の下端からの30°を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合、別の崖とみなす。

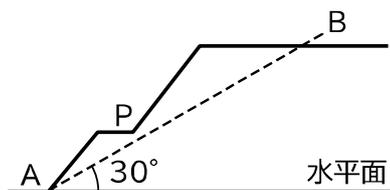


図 1-5 一体の崖とみなす場合

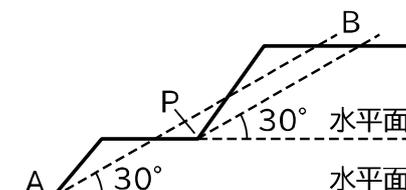


図 1-6 別の崖とみなす場合

(4) 土地の形質の変更に該当しない工事

次に掲げる工事については、土地の形質の変更にみなしません。

<建築物等の工作物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し>

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取り扱います。

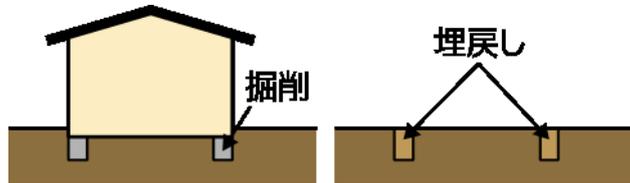


図 1-7 建築物等の工作物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

<既存擁壁のやり替えについて>

位置や高さが変わらない既存擁壁の通常の改修等であれば、盛土規制法の対象となる土地の形質変更に該当しないため、許可不要工事となります。この場合、擁壁等に関する除却工事の届出も不要です。



図 1-8 既存擁壁のやり替え(参考例)

<自然崖や自然崖を保護するために擁壁等を行う場合>

盛土や切土により新たに生じる崖を規制対象としているため、自然崖や自然崖を保護するための擁壁等は規制対象外です。

<建物の一部が擁壁を兼ねる場合>

建築物の一部が擁壁を兼ねる場合は、土地の形質が変更されたものとみなされないため規制対象外です。



図 1-9 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

(5) 盛土又は切土をする土地の面積

盛土又は切土の面積は、当該盛土又は切土をする前後の地盤面の「標高差」が30cm超となる部分の面積を全て合計した面積をいいます。

<原地盤面の考え方>

凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の考え方は、図1-10をご確認ください。

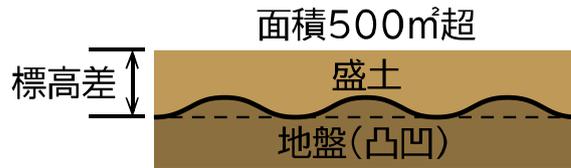


図1-10 標高差の考え方

堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端(A-B)をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測ります。

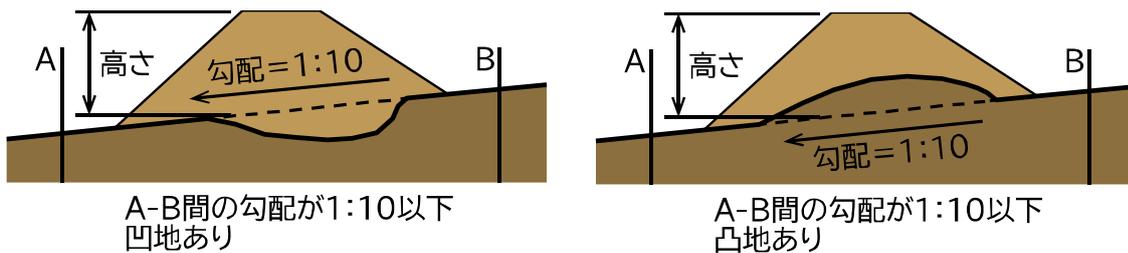


図1-11 原地盤の考え方

※表1-2の土地の形質の変更⑤の面積要件

盛土又は切土の前後の地盤標高差が30cmを超える部分がある工事について、30cmを超える部分の面積が500m<sup>2</sup>(特盛区域においては3,000m<sup>2</sup>)を超える場合、許可等が必要です。

全ての位置において、盛土又は切土の前後の地盤標高差が30cm以下の場合、許可等は不要です。

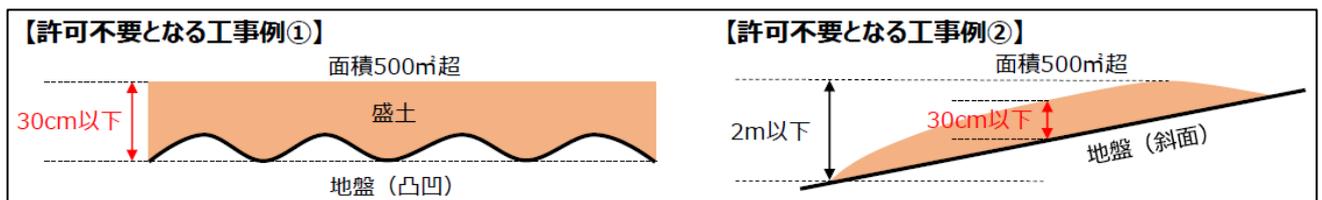


図1-12 許可不要となる工事の例

<建築に伴う掘削を同時に行う場合の考え方>

図1-13に示すとおり、盛土又は切土をする土地の面積に建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含みません。

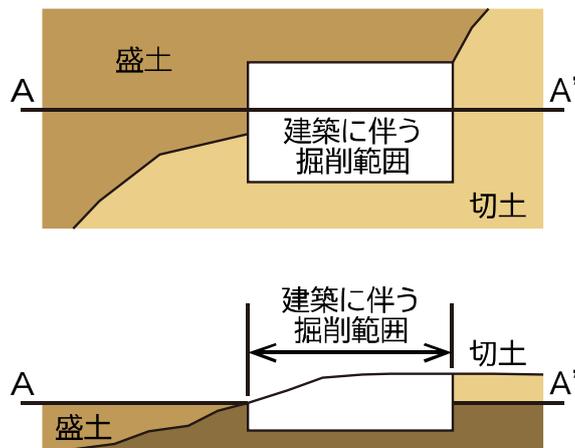


図1-13 建築に伴う掘削範囲

(6) 工事の一体性

原則として、宅地造成等の工事ごとに、その規模によって規制対象か否かの判断を行います。

ただし、盛土等の工事が完了又は継続中の土地やその近接地等において行われる盛土等について、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から一体性が認められると判断されるものについては、全体が規制対象規模を超える場合に規制対象となる場合があります。

「事業者の同一性」

事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人が複数の名義で行っている場合など。

「物理的一体性」

- ① 複数の盛土等が隣接しており、外形上一体の盛土等を形成する場合
- ② 複数の盛土等が近接しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼしうるおそれ」のある場合

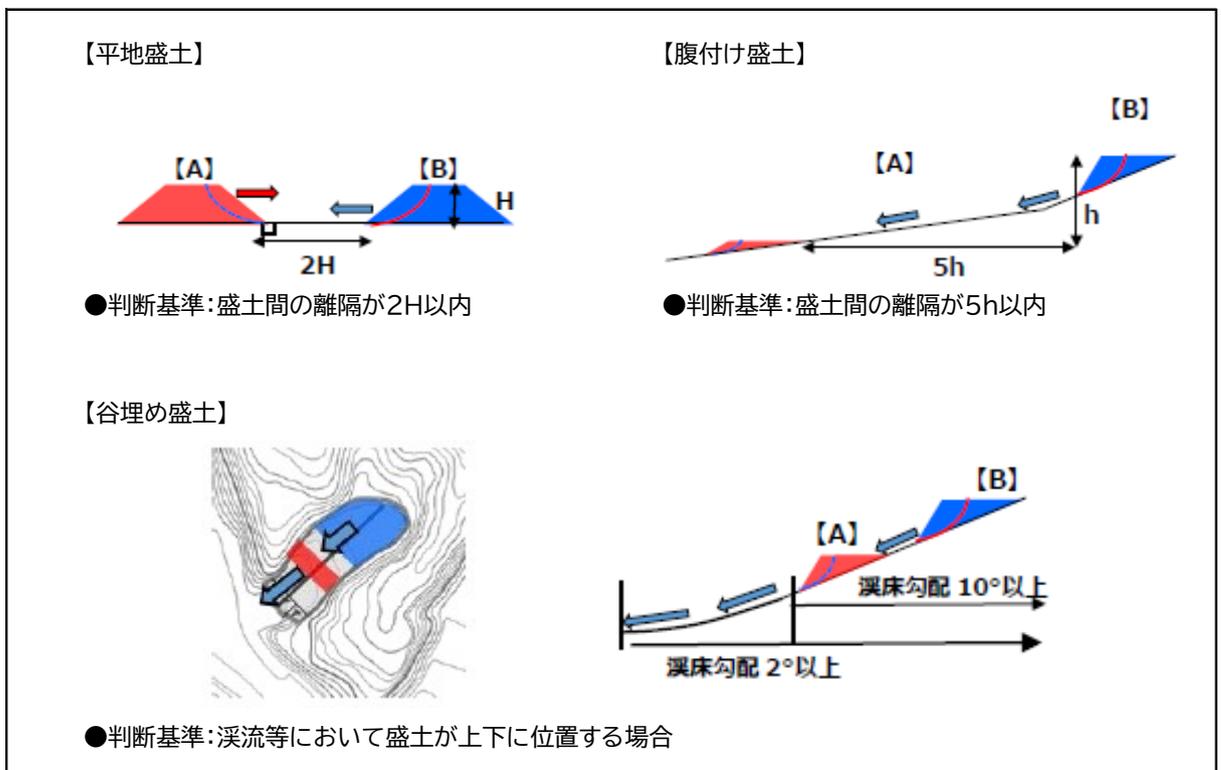


図 1-14 物理的一体性の近接に該当しうるケース

- ③ 同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり一体不可分となる場合

「機能的一体性」

事業的、計画的に行われるなど、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合

「時期的近接性」

盛土等が行われた時期が近い場合

(7) 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い

宅造区域と特盛区域にまたがる盛土等については、工事を行う土地の区域の位置及び面積に応じて、図1-15の判断手順により取扱います。

- ① 盛土等の工事のうち宅造区域内の部分が宅造区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について、法第12条の許可に該当する。
- ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特盛区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法第30条の許可に該当する。
- ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特盛区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土全体について法第27条の届出に該当する。

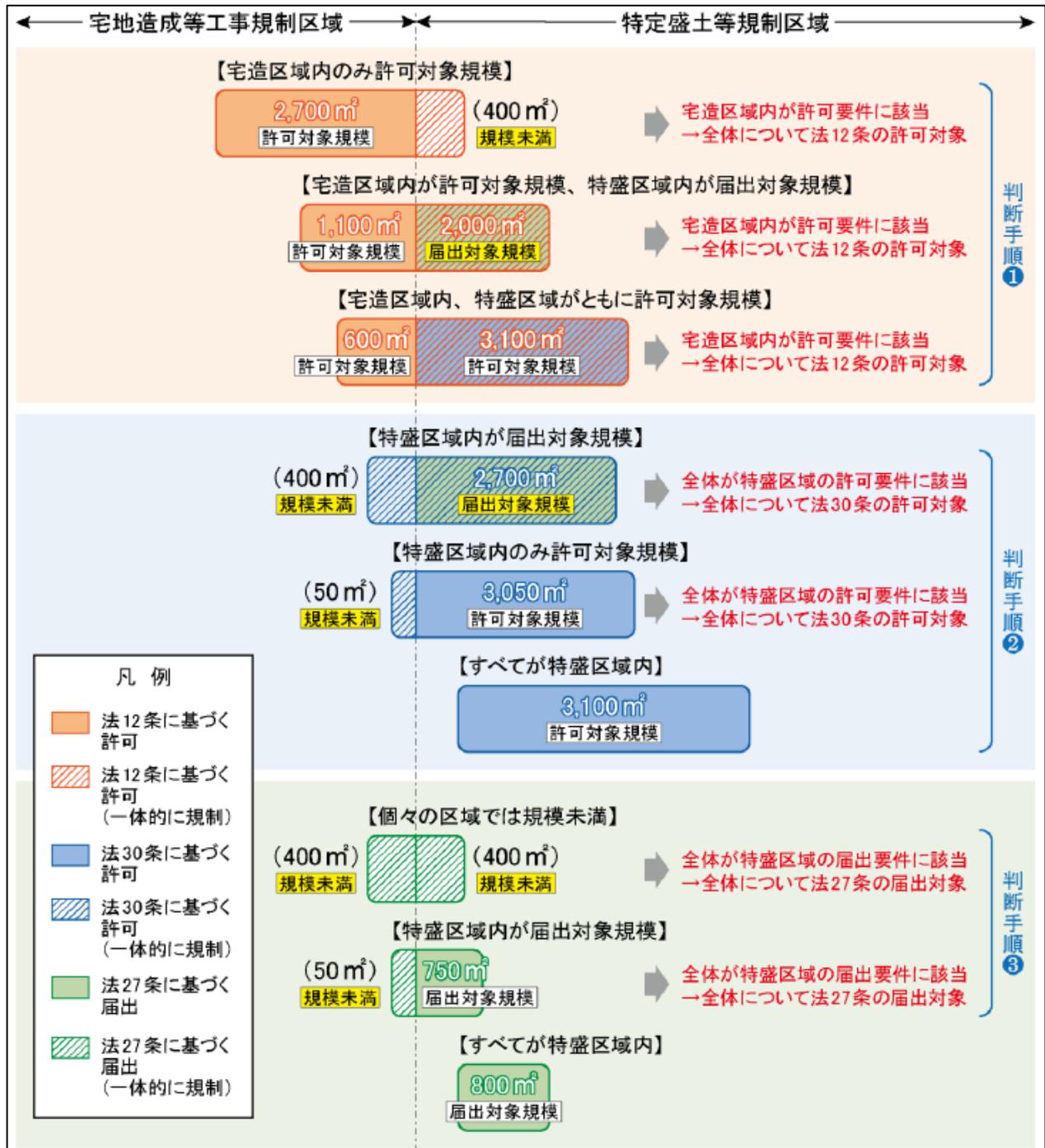


図1-15 複数の規制区域にまたがる盛土等に対する許可・届出の取扱い

※複数の自治体にまたがる場合の取扱いについては、事前に県の窓口へご相談ください。

## 1-4 法の対象外及び許可又は届出を要しない工事

## 1-4-1 法の規制対象とならない工事【法第2条第1号】

規制区域内であっても、表1-4の公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外です。

公共施設用地とは、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定されている土地を含みます。

※公共施設用地の区域内であれば、行為者によらず対象外です。

※公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等について、公共施設用地外で盛土等を行う場合は、規制対象となりますので、注意してください。

※下記以外の公共事業(庁舎や図書館の建設等)や、公共施設の用に供されなくなることが決定している土地における盛土等は規制対象となるため、注意してください。

表1-4 法の規制対象とならない工事

区分		内 容
法律 第2条 第1号	公共施設用地	道路※1、公園※2、河川※3 その他政令(政令第2条)で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政 令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令(省令第1条第1項)で定めるもの、及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令(省令第1条第2項)で定めるもの
省 令 第1条 第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	雨水貯留浸透施設※4、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省 令 第1条 第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	学校※5、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※1:「道路」とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路が該当します。道路法上の道路のほか、都市計画法による道路、林道を含みます。

※2:「公園」とは、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法10条第1項及び第2項並びに16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。

※3:「河川」とは、河川法が適用又は準用される河川その他公共の利害に係る河川や河川管理施設等を含みます。

※4:「雨水貯留浸透施設」とは、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設が該当します。

※5:「学校」とは、国又は地方公共団体が管理するものをいいます。幼稚園も学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は該当します。

1-4-2 災害の発生のおそれがないと認められる工事等【政令第5条】

規制対象工事であっても、表1-5の災害の発生するおそれがないと認められる工事等は、許可又は届出を要しません。

表1-5 災害の発生のおそれがないと認められる工事等

区分	内 容
政令第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山保安法の届出に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置工事等)</li> <li>・鉱業法に基づく鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事)</li> <li>・採石法に基づく岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事)</li> <li>・砂利採取法に基づく砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事)</li> <li>・前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令(省令第8条)で定めるもの</li> </ul>
省令第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用水排水施設の新設等)等に係る工事<sup>※1</sup></li> <li>・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の設置等に係る工事</li> <li>・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却等に係る工事</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分に係る工事<sup>※2</sup></li> <li>・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理に係る工事</li> <li>・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分等に係る工事</li> <li>・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事</li> <li>・国、地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事(地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)水資源機構、(独)都市再生機構)</li> </ul> <p>&lt;一定規模以下の工事(表1-6参照)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの</li> <li>・高さ2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの</li> <li>・高さ2m以下で土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるものであって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの</li> </ul> <p>&lt;工事の施行に付随して行われる土石の堆積(図1-16参照)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの</li> </ul>

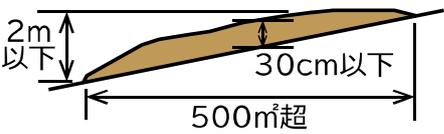
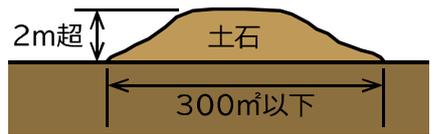
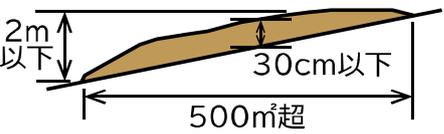
※1:土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行うもので、国の補助事業のほか、県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も含まれます。「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工を行ってください。

※2:以下の場合には、盛土規制法の許可を要する場合がありますので、ご注意ください。

- ・廃棄物の処理の一連の工程に含まれないと判断される廃棄物と土石の混じったものの保管
- ・許可又は委託に係る事業の用に供する施設以外の場所での廃棄物と土石の混じったものの保管
- ・廃棄物と土石の混じったものをふるい機等で分別処理した後に生じる廃棄物と分けられた土石の堆積

<一定規模以下の工事>

表 1-6 一定規模以下の工事(許可又は届出不要)

<p>土地の 形質変更</p>	<p>高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土 又は切土であって、盛土又は切土をする 前後の地盤面の標高の差が30cm を超えないもの</p>	
<p>土石の 堆積</p>	<p>高さ2mを超える土石の堆積であって、 土石の堆積を行う土地の面積が 300㎡を超えないもの</p>	
	<p>高さ2m以下で土石の堆積を行う土地 の面積が500㎡を超えるものであつて、 土石の堆積を行う土地の地盤面の 標高と堆積した土石の表面の標高との 差が30cmを超えないもの</p>	

<工事の施行に付随して行う土石の堆積>

以下の①～③の要件に該当する場合、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きは、災害の発生のおそれがないと認められる工事として、許可又は届出が不要となります。

① 土石の性質(いずれにも該当)

- ・工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・当該土石は、本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

② 堆積する場所(いずれかに該当)・工事が行われている土地

- ・工事が行われている土地の隣地等
- ・工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む)

③ 堆積期間

- ・原則として本体工事の着工から完了までの期間

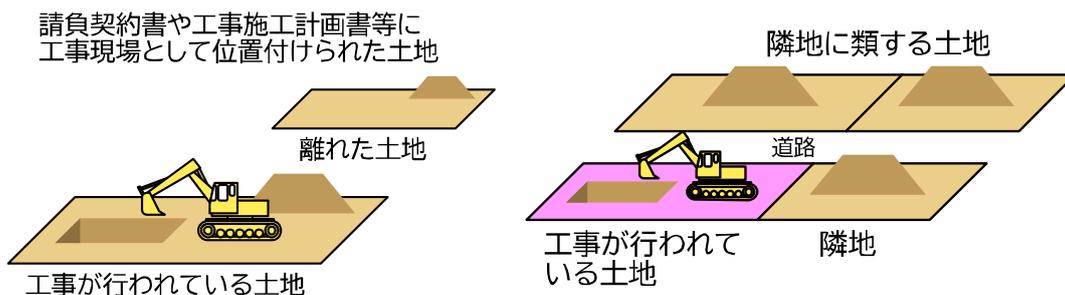


図 1-16 土石を堆積する場所

1-4-3 その他の許可又は届出を要しない工事等

<土地の形質を維持する行為>

土地利用のために「土地の形質を維持する行為」については、災害の危険性を増大させないことから、許可又は届出を要しません。

- ・グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為(図1-17左側参照)

※通常の営農行為とは、通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立て、けい畔の新設・補修・除去、表土の補充、表土の入れ替え、農業用暗渠排水の新設・改修等が該当します。  
ただし、ほ場の大区画化・均平・勾配修正、盛土を伴う田畑転換、農業用施設用地の整備等(土地改良事業等により行う場合を除く。)の工事は、規制対象となりえます。

通常の営農行為の範疇に含まれるか否かは、地域の実情や実態を踏まえて判断します。

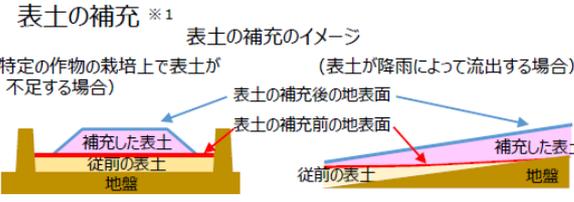
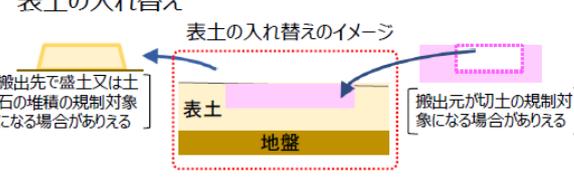
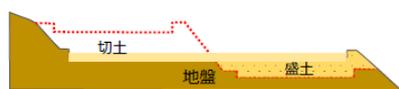
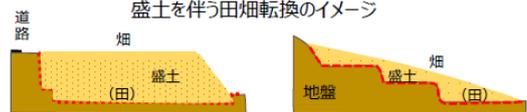
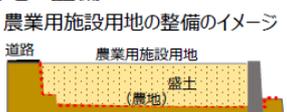
区分	土地の形質の維持に該当する行為(通常の営農行為) →規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 →盛土等の規模によって規制対象※2
行為の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 耕起、代かき、整地、畝立て</li> <li>➢ けい畔の新設・補修・除去</li> <li>➢ 土壤改良材(基肥、たい肥等)の投入</li> <li>➢ 表土の補充※1                      表土の補充のイメージ                      (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合) (表土が降雨によって流出する場合)   </li> <li>➢ 表土の入れ替え                      表土の入れ替えのイメージ   </li> <li>➢ 農業用暗渠排水の新設・改修</li> <li>➢ 樹園地における樹木の改植</li> <li>➢ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ほ場の大区画化・均平・勾配修正                      ほ場の大区画化・均平のイメージ   </li> <li>➢ 盛土を伴う田畑転換                      盛土を伴う田畑転換のイメージ   </li> <li>➢ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備</li> <li>➢ 農道の整備                      農道の整備のイメージ                      (新設) (改修(拡幅))   </li> <li>➢ 農業用施設用地の整備                      農業用施設用地の整備のイメージ   </li> </ul>
備考	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため規制対象外。	
	※1 :表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの。 ※2 :土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令第8条第1号)は許可不要工事。	

図1-17 通常の営農行為等のイメージ

<規制対象とならない土石の堆積>

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可申請や届出は不要です。

- ・試験、検査等のための試料の堆積
- ・岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30°以下のもの
- ・主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

<窪地の取り扱い>

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、嵩上げを行った後の平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはなりません。(図1-18の事例①左の図参照)

ただし、四方の土地より高く盛土をする場合は、一定の規模を超えると許可・届出の対象となります。(図1-18の事例①右の図参照)

また、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になります。

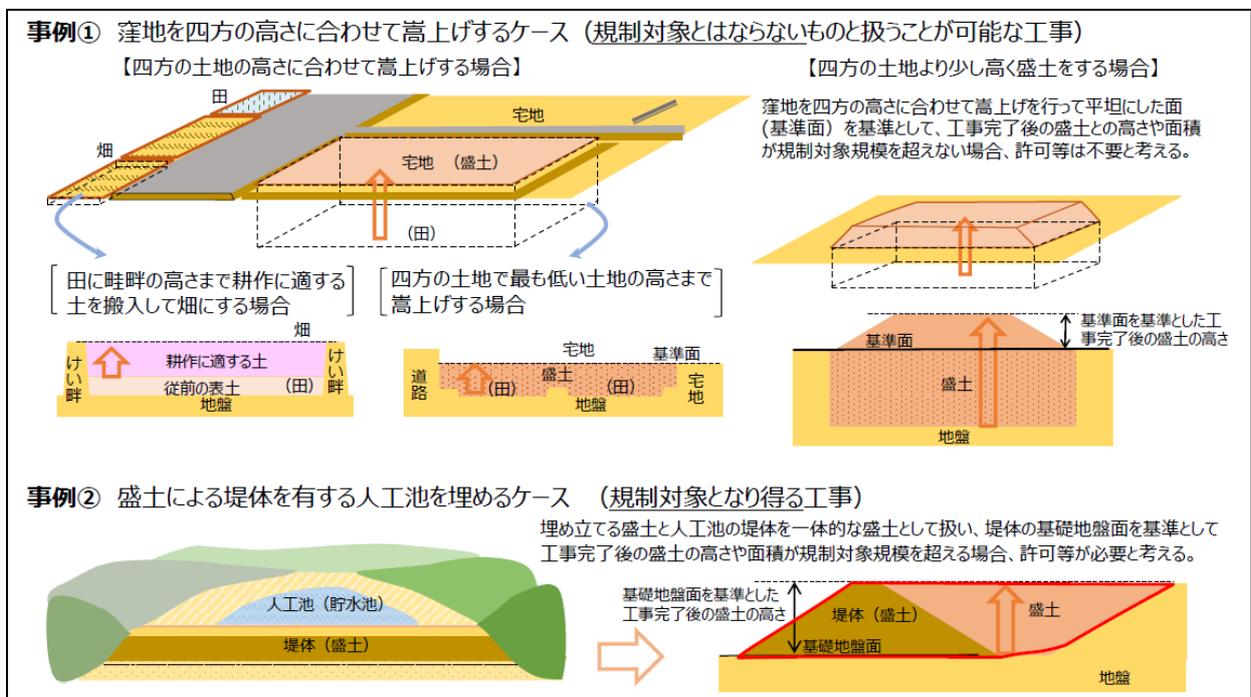


図1-18 窪地の取り扱い

## 1-5 許可の特例【法第15条、第27条第5項、第34条】

## 1-5-1 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の取扱い

国又は県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。上記以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

なお、次の①から⑨の団体は、国等とみなされています。

① 住宅供給公社 ② 土地開発公社 ③ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 ④ 独立行政法人国立高等専門学校機構 ⑤ 独立行政法人都市再生機構(UR 都市機構) ⑥ 日本下水道事業団 ⑦ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⑧ 独立行政法人水資源機構 ⑨ 国立研究開発法人森林研究・整備機構

原則として、許可申請における審査と同様に内容を確認し回答します。詳細は、「手引き第2章 2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き」をご参照ください。

## 1-5-2 都市計画法の開発許可の取扱い

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事は、盛土規制法の規制対象工事規模でもある場合、盛土規制法による許可を受けたものとみなします。このことにより、盛土規制法への許可申請は不要となります。

同様に、特盛区域において届出が必要な工事についても、都市計画法に基づく開発許可申請を行った際に、盛土規制法における届出をしたものとみなされます。

そのほか、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、盛土規制法によるものとみなされます。※令和7年10月1日以降に開発許可されたものに限る。

ただし、福岡県では令和7年10月1日から盛土規制法における規制を開始するため、それ以前に開発許可を受けた工事は許可みなしとはなりませんので、規模拡大の計画変更をする際などは盛土規制法における許可を要する場合があります。

## &lt;盛土規制法に基づき必要となる措置&gt;

都市計画法の開発許可により盛土規制法の許可とみなされる場合、盛土規制法の許可申請における住民への周知は不要となりますが、以下に示す盛土規制法に基づく措置が必要となる場合があります。

- ・標識の掲示（全ての工事が対象） 【手引き第2章2-1-6 標識の掲出】
- ・定期の報告（一定規模以上の工事が対象） 【手引き第2章2-1-8 定期報告】
- ・中間検査（該当する工事のみ対象） 【手引き第2章2-1-9 中間検査】
- ・盛土規制法の技術基準への適合（盛土規制法の許可対象工事のみ対象）
- ・設計者の資格が必要な工事（該当する工事のみ対象） 【手引き第3章3-6 設計者の資格が必要な工事】

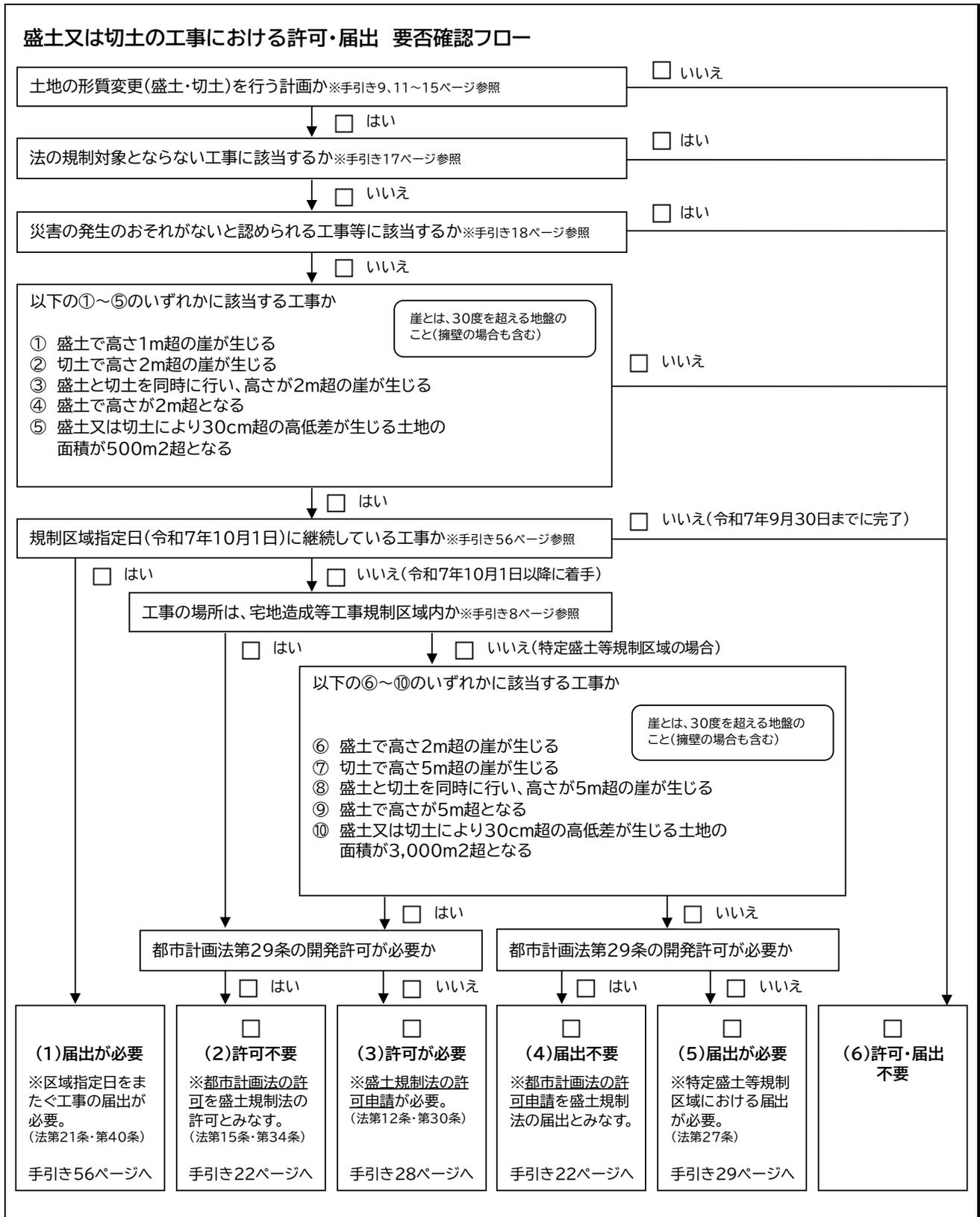
表 1-7 みなし許可の場合の盛土規制法の適用事項

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	第11条・第29条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知 等	第12条・第30条	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	第13条・第31条	適用	都市計画法33条1項7号により引用（参考参照）
許可証の交付又は不許可の通知	第14条・第33条	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	第16条・第35条	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	第17条・第36条	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	第18条・第37条	適用	
定期の報告	第19条・第38条	適用	
監督処分	第20条・第39条	適用	
標識の掲示	第49条	適用	

1-6 許可・届出要否の確認フロー

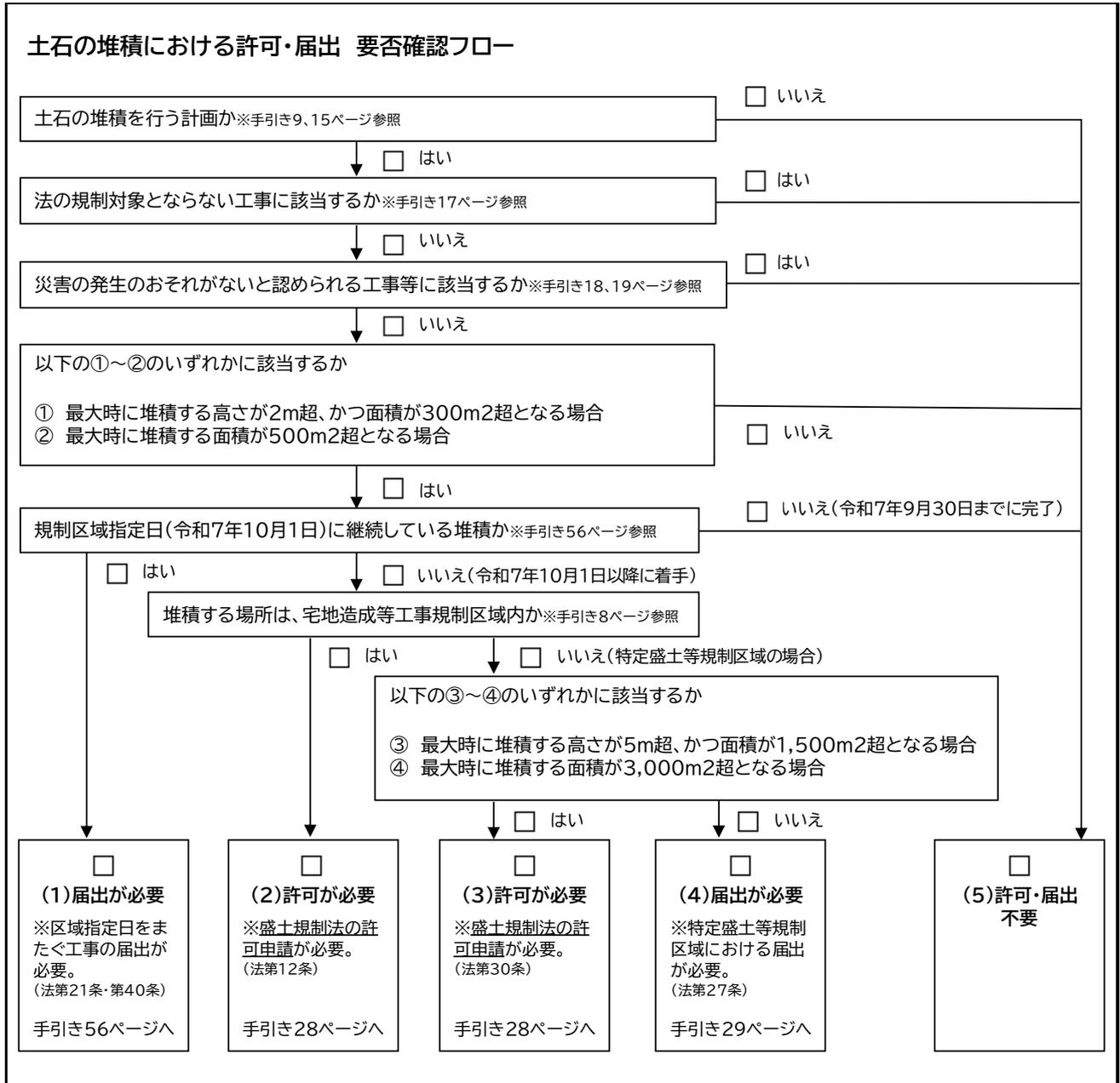
1-6-1 盛土又は切土の工事における許可・届出 要否確認フロー

盛土又は切土を行う工事における手続き要否は、以下のフローに沿ってご確認いただけます。  
土石の堆積については、次ページをご参照ください。



1-6-2 土石の堆積における許可・届出 要否確認フロー

土石の堆積における手続き要否は、以下のフローに沿ってご確認いただけます。



## 1-7 土地の保全義務【法第 22 条、第 23 条、第 41 条、第 42 条】

土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関し、盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

## 第2章 手続編

2-1 手続きの一覧	27
2-1-1 事前相談	28
2-1-2 許可(変更許可)申請【法第12条、第16条、30条、第35条】	28
2-1-3 届出(変更届出)【法第27条、第28条】	29
2-1-4 その他の届出【法第21条】	30
2-1-5 軽微な変更【法第16条2項、第35条2項】	30
2-1-6 標識の掲示【法第49条】	31
2-1-7 工事の着手届	32
2-1-8 定期報告【法第19条、第38条】	33
2-1-9 中間検査【法第18条、第37条】	34
2-1-10 完了検査等【法第17条、第36条】	35
2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第7条】	36
2-1-12 地位の承継	36
2-1-13 適合証明	36
2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第15条第1項、第34条第1項】	37
2-2 許可又は届出に必要な書類等	38
2-3 窓口及び書類提出先	44
2-4 標準処理期間	46
2-5 申請手数料	47
2-6 代理申請を行う場合	48
2-7 許可・届出情報の公表	48

2-1 手続きの一覧

福岡県における盛土規制法の手続きは以下のとおりです。

表2-1 手続き一覧

時期	事項	内容	手続き 時期	対象 ※略表記:法第12条第1項→12①							提出先	参照	
				許可	協議(国等)	みなし許可	特盛届出	既存工事	擁壁等	土地転用			
				12① 30①	15① 34①	15② 34②	27	21① 40①	21③ 40③	21④ 40④			
工事 着手前	許可	盛土又は切土、土石の堆積を行う場合の許可申請	工事着手前	●							市町村	2-1-2	
	協議	国等が行う場合の協議	工事着手前		●						県		
	届出	特盛区域での盛土又は切土、土石の堆積を行う場合の届出	工事着手 30日前まで				●				県	2-1-3	
着手時	標識掲示	見やすい場所に標識を掲示	工事着手前	●	●	●	●				(着手届に写真添付)	2-1-6	
工事 着手後	着手届	工事着手した場合の届出	着手後速やかに	●	●	●	●				市町村	2-1-7	
	変更手 続き	変更許可	許可に係る計画を変更しようとする場合の許可申請	変更に係る 工事の着手 前	●							市町村	2-1-2
		軽微な 変更	名称変更等の軽微な変更届出	軽微な変更 をしたとき	●							市町村	2-1-5
		変更 協議	協議に係る計画を変更しようとする場合の協議	変更に係る 工事の着手 前		●						県	2-1-2
		届出の 変更	届出に係る計画を変更しようとする場合の変更届出	変更に係る 工事の着手 前				●	●			県	2-1-3
	中間検査	法第12条・30条許可を受けた場合、隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査申請	特定工程に係る工事を終えた日から4日以内	●	●	●					県	2-1-9	
	定期報告	法第12条・30条許可を受けた場合、3か月ごとに状況の報告	許可を受けた日から3か月ごとの月末まで	●	●	●					県	2-1-8	
	工事の廃止・一時中止届	許可・届出に係る計画を廃止、休止する場合の届出	速やかに	●	●						県	2-1-11	
工事 完了後	完了検 査申請	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査申請	工事が完了した日から4日以内	●	●						市町村	2-1-10	
	確認申 請	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの確認申請	土石の堆積の除却が完了した日から4日以内	●	●						市町村	2-1-10	
その 他の 手 続 き	既存工事の届出	規制区域指定日以降も継続している工事の届出	令和7年10月22日まで					●			県	5-1	
	擁壁等に関する工事の届出	擁壁等を除却する工事の届出	工事着手する日の14日前まで						●		県	2-1-4	
	公共施設用地の転用の届出	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から14日以内							●	県	2-1-4	

## 2-1-1 事前相談

事前相談は許可申請や届出において必須ではありませんが、手続きを円滑に進めていただくため、手続きの可否や手続き内容について、県庁の窓口での事前相談を受け付けます。

(相談方法)

原則としてオンラインで対応します。相談方法は福岡県のホームページで盛土規制法と検索してください。

窓口での相談も受け付けますが、混雑が予想されるため、事前に電話で予約をお願いします。

※予約されている方を優先しますので、予約されない場合は長時間お待ちいただく可能性があります。

(相談窓口) 福岡県建築都市部 開発・盛土指導課 盛土規制係(県庁7階)

(電話番号) 092-643-3762

(提出資料) 説明に必要な資料(図面・写真等)

## 2-1-2 許可(変更許可)申請【法第12条、第16条、第30条、第35条】

規制区域内において行う盛土又は切土や土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、あらかじめ県知事の許可を受ける必要があります。

許可(変更許可)申請は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。

許可申請手続きの流れについては、図2-1をご確認ください。

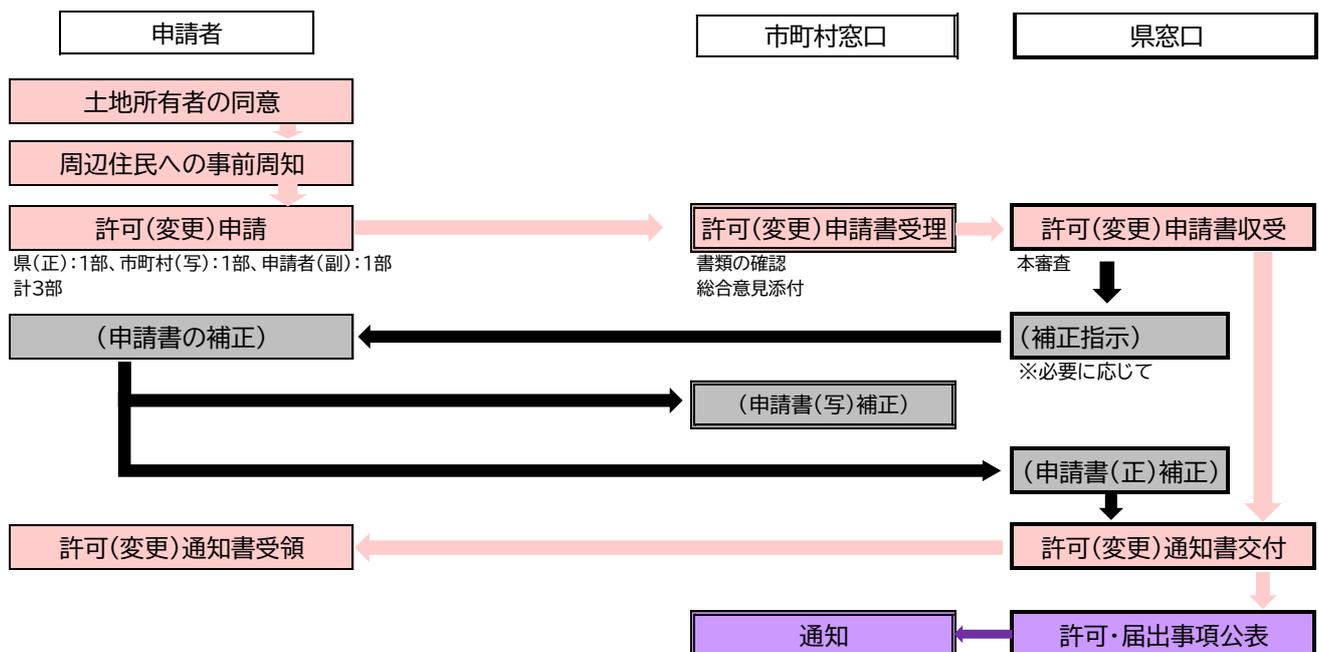


図 2-1 許可申請手続きの流れ

(提出書類)

盛土又は切土の場合:【細則様式第3号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書】

土石の堆積の場合:【細則様式第4号 土石の堆積に関する工事の許可申請書】

添付書類:【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参照

(提出先)

申請書の提出先は工事等を行う場所を【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

※申請においては手数料が掛かります。

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

(変更許可について)

工事の工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【細則様式第5号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書】

土石の堆積の場合：【細則様式第6号 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書】

添付書類：【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参照

(提出先)

申請書の提出先は工事等を行う場所を【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

※申請においては手数料が掛かります。

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

(許可又は不許可の通知)【法第14条、第33条】

盛土規制法に基づく許可が必要な工事は、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。

許可に当たり、災害防止のために必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

2-1-3 届出(変更届出)【法第27条、第28条】

特盛区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可手続きが不要なもののうち一定規模を超えるものは、当該工事に着手する30日前までに届出が必要です。

届出(変更届出)は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを県の窓口へ提出してください。



図 2-2 届出の流れ

(届出の変更)

届出の内容を変更しようとする場合は、変更の届出を提出してください。

なお、変更により許可対象規模に該当することになる場合は、変更に係る工事に着手する前に、前項 2-1-2 の許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【省令様式第十九 特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合：【省令様式第二十一 特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合：【省令様式第二十 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合：【省令様式第二十二 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

添付書類：【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

2-1-4 その他の届出【法第21条、第40条】

前項の特盛区域における届出以外に、表2-2に示す届出が規定されています。規制区域の種類を問わず、対象となる工事を行う場合に届出が必要ですので、遅滞なく提出するようお願いします。

規制区域指定の際に行っている工事については、【手引き第4章 その他 4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出】に詳しく記載していますので、そちらをご参照ください。

表2-2 その他の届出

対象となる工事等	要件	届出期限
規制区域指定の際に行っている工事	許可又は届出を要する規模を超えるもの	区域指定があった日から21日以内
擁壁等の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内



図2-3 その他の届出の流れ

(提出書類)

○規制区域指定の際に行っている工事

盛土又は切土の場合：【省令様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合：【細則様式第16号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合：【省令様式第十六 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合：【細則様式第17号 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

○土石の堆積の場合：【省令様式第十七 擁壁等に関する工事の届出書】

○公共施設用地の転用：【省令様式第十八 公共施設用地の転用の届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

2-1-5 軽微な変更【法第16条2項、第35条2項】

許可を受けた場合で、当該許可を受けた宅地造成等に関する工事について、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、届出を行ってください。軽微な変更該当する行為は、次のとおりです。

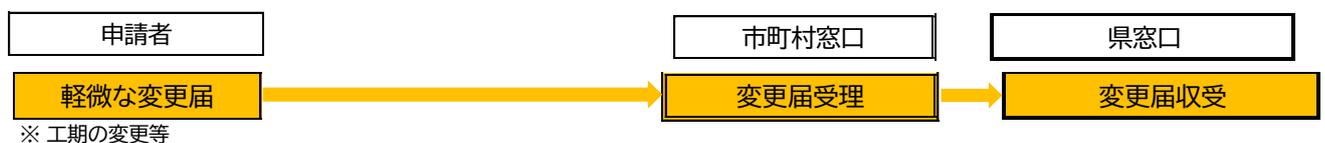
①工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

※相続人その他の一般承継人が、当該許可に基づく地位を継承する場合は、該当します。

②工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

※土石の堆積に関する工事については、工事予定期間を短縮するものに限りです。

※開発許可による「みなし許可」の場合で、軽微な変更届出(都市計画法第35条3項)は、盛土規制法第16条1項・第35条第1項に基づく変更の許可、同条2項の届出又は法第28条第1項の届出とみなされますので、改めて法の手続きを行う必要はありません



※ 工期の変更等

図2-4 軽微な変更の流れ

(提出書類)

【細則様式第7号 工事の軽微な変更届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

2-1-6 標識の掲示【法第49条】

許可を受けた工事主又は届出(特定盛土等規制区域における届出(法第27条))をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げてください。

なお、国・県における協議(盛土規制法第15条第1項、第34条第1項)や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可(盛土規制法第15条第2項、第34条第2項)においても、標識の掲出が必要です。この場合において、記載する事項は、図2-1-6のとおりです。

- ・国・県における協議の場合は、「許可年月日・許可番号」は協議成立の番号等を、「県の担当部局名称及び連絡先」は県開発・盛土指導課を記載してください。
- ・開発許可によるみなし許可の場合は、「許可年月日・許可番号」は開発許可の番号等を、「県の担当部局名称及び連絡先」は県開発・盛土指導課を記載してください。

(様式)

盛土又は切土の場合：【省令様式第二十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識】

土石の堆積の場合：【省令様式第二十四 土石の堆積に関する工事の標識】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識					
90センチメートル以上					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出			済標識		
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
	8			切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				

50センチメートル以上

【注意】

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識				
90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

50センチメートル以上

【注意】

- 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

図2-5 標識のイメージ(宅地造成又は特定盛土等ならびに土石の堆積に関する工事の標識)

2-1-7 工事の着手届【細則第14条】

工事の許可を受けた工事主は、その工事に着手したとき、工事着手届に標識の設置状況写真を添えて提出してください。

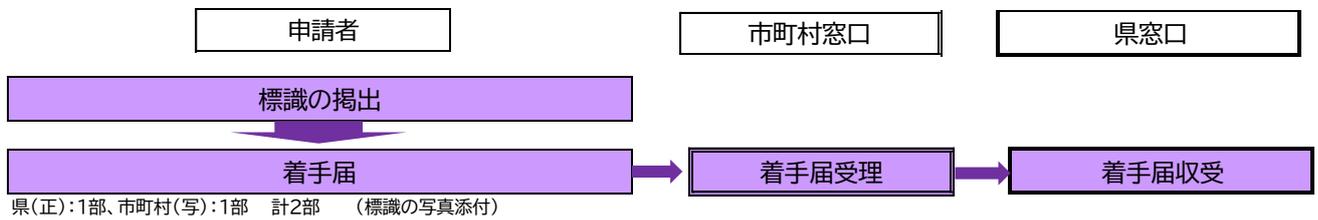


図 2-6 工事着手の流れ

(提出書類)

- ・【細則様式第18号 工事着手届】
- ・標識の設置状況写真

(提出先)

着手届の提出先は【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

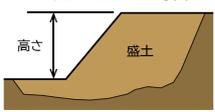
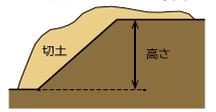
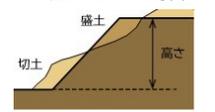
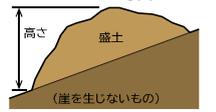
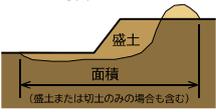
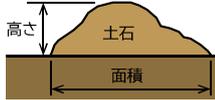
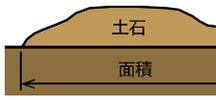
2-1-8 定期報告【法第19条、第38条】

工事の許可を受けた工事主は、3か月ごとに工事状況を県に報告する必要があります。

国や県等における協議や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可においても、定期報告が必要です。

ただし、定期報告は表2-3に示す規模を超える工事のみが対象となります。この規模を超えない場合は、定期報告は不要です。

表2-3 定期報告が必要な工事の規模

区分	定期報告が必要な工事の規模				
盛土・切土	①盛土で高さが <b>2 m超</b> の崖が生じる場合 	②切土で高さが <b>5 m超</b> の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い <b>5 m超</b> の崖が生じる場合 	④盛土で高さが <b>5 m超</b> となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が <b>3,000㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さがかつ、面積が <b>5 m超</b> <b>1,500㎡超</b> となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が <b>3,000㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。



図 2-7 定期報告の流れ

(提出時期)

許可を受けた日又は前の報告を行った日から、3か月を超えない月の月末までに提出してください。

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【細則様式第9号 宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書】

土石の堆積の場合：【細則様式第10号 土石の堆積に係る工事の定期報告書】

・報告の時点における盛土又は切土、土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(提出先)

定期報告書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※定期報告は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

2-1-9 中間検査【法第18条、第37条】

盛土又は切土に係る許可を受けた工事主は、表2-1-9の検査を要する規模に該当し、特定工程(盛土及び切土における暗渠排水等の排水施設を設置する工事)を含む場合は、中間検査を受ける必要があります。

特定工程が完了したときは、完了した日から4日以内に中間検査の申請を行ってください。申請にあたっては、検査を円滑に行うため、事前に県の担当へご連絡いただき日程調整を行ってください。

- ・表2-3に示す特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。
- ・特定工程が複数時期にわたる場合は、その都度申請を行い、中間検査を受けることができます。
- ・中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて検査を行います。
- ・当該工事に、特定工程が含まれていなければ、中間検査はありません。
- ・国や県等における協議や都市計画法に基づく開発許可によるみなし許可においても、中間検査が必要です。



図 2-8 中間検査の流れ

表 2-4 中間検査定期報告が必要な工事の規模

区分	中間検査対象となる工事の規模				
盛土・切土	①盛土で高さが <b>2 m超</b> の崖が生じる場合 	②切土で高さが <b>5 m超</b> の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い <b>5 m超</b> の崖が生じる場合 	④盛土で高さが <b>5 m超</b> となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が <b>3,000㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 
土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが かつ、面積が <b>5 m超</b> <b>1,500㎡超</b> となる場合 		⑦最大時に堆積する面積が <b>3,000㎡超</b> となる場合(標高差30cm以下を除く) 		

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。

表 2-5 特定工程及び申請時期等

対象	特定工程 (政令第24条1項、第32条2項)	特定工程後の工程に係る工事 (政令第24条2項、第32条3項)	申請時期
盛土又は切土	盛土をする前の地面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に係る工事を終えた日から4日以内

(提出書類)

【省令様式第十三 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書】

(提出先)

中間検査申請書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※申請においては手数料が掛かります。

手数料については、【手引き第2章 手続き編 2-5 申請手数料】をご参照ください。

2-1-10 完了検査等【法第17条、第36条】

当該許可に係る工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に完了検査又は土石の堆積の確認の申請を行ってください。

申請にあたっては、検査等を円滑に行うため、事前に県の担当へご連絡いただき日程調整を行ってください。

- ・完了検査は、許可の内容に適合し、適正に施工されていることを確認します。  
 ※検査項目については、別に定める工事の検査項目をご確認ください。
- ・土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石が除却されていることを確認します。

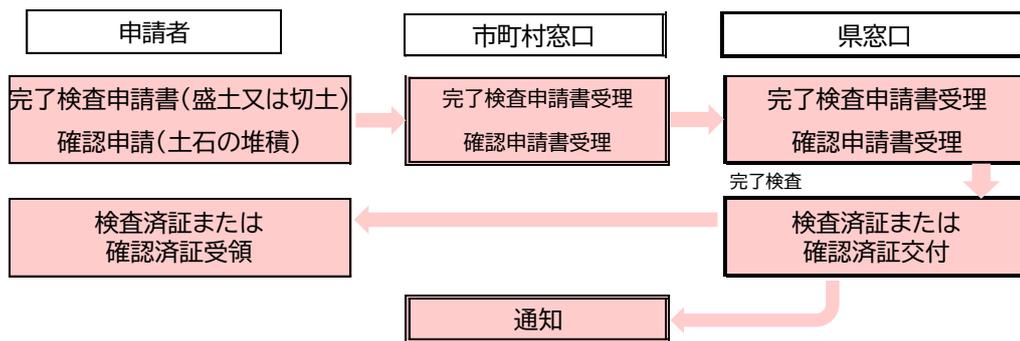


図 2-9 完了検査等の流れ

(提出書類)

盛土又は切土の場合：【省令様式第九 完了検査申請書】

土石の堆積の場合：【省令様式第十一 確認申請書】

(提出先)

提出先は【管轄する市町村の窓口】になります。

各市町村の提出先は、【手引き第2章 手続き編 2-3 窓口及び書類提出先】をご覧ください。

## 2-1-11 工事の廃止・一時中止【細則第7条】

許可又は届出に係る工事を廃止又は一時中止する場合は、すみやかに廃止・一時中止届書を提出してください。

- ※ 国・県における協議においても、該当する場合は、廃止・一時中止届を提出してください。
- ※ 事業を廃止又は一時中止する場合は、事前に周囲の安全を確保できる状態とする必要があります。状況について確認を行いますので、事前に県の窓口までご相談をお願いします。



図 2-10 完了時の流れ

(提出書類)

【細則様式第8号 工事の廃止・一時中止届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

## 2-1-12 地位の承継

(一般承継)

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぎます。地位を承継したときは、軽微な変更となります。軽微な変更届を速やかに提出してください。

一般承継人に工事を相続する意思のないときは、前項の【工事の廃止・一時中止届出書】を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

(特定承継)

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、**改めて工事の許可を受けなければなりません。**

## 2-1-13 適合証明【省令第88条】

宅造区域又は特盛区域内において、建築基準法第6条第1項等の規定による確認済証の交付を受けようとする場合、又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第1項の認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書面の添付が必要となる場合があります。

福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く)において、許可が必要な場合や適合証明(不要証明)を求められる場合を除き、「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する自己チェックシート」を「証する書面」として取り扱うこととします。詳細については、以下の県ホームページをご参照ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証する書面について(福岡県ホームページ)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokuteimorido-syomen.html>

## 2-1-14 国又は県、指定都市、中核市が行う工事の手続き【法第15条第1項、第34条第1項】

国又は県、指定都市、中核市が行う宅地造成等における許可対象工事については、協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。許可手続きに替わって、協議を行ってください

許可申請における技術的基準に照らした内容となっているかを協議しますので、「2-1-2 許可(変更)申請」の、許可申請を協議に読み替えて、必要な書類を提出してください。

また、都市計画法第34条の2に基づき国又は県、指定都市、中核市が行う協議の成立をもって開発許可があったものとみなされる場合も、盛土規制法第15条第2項又は第34条第1項によるみなし規定が適用されますので、盛土規制法による許可手続きは不要です。

なお、協議の場合、周辺住民への周知や土地所有者等の同意取得は規定されていませんが、協議者において適切に対応してください。

### (提出書類)

「盛土又は切土」：【細則様式第11号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書】

「土石の堆積」：【細則様式第12号 土石の堆積に関する工事の協議申出書】

添付書類等は、【手引き第2章 手続き編 2-2 許可又は届出に必要な書類等】を参考にしてください。

### (提出先)

協議書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

### ※特盛区域内における届出対象工事について

特盛区域内で届出対象となる工事については、「2-1-3 届出(変更届出)」を参照し、届出書を提出してください。

## 2-2 許可又は届出に必要な書類等

許可又は届出に必要な書類は、以下の表のとおりです。

表 2-6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	【県細則様式第3号】 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に記載		【県細則様式第3号】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	土量計算書	●	盛土又は切土をする土量計算書		
7	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
8	排水施設構造図	○	【排水施設を設置する場合】		
9	流量計算書	○	【排水施設を設置する場合】		
10	崖の断面図	○	【崖を生ずる場合】 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
11	擁壁の断面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
12	擁壁の背面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
13	崖面崩壊防止施設の断面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
14	崖面崩壊防止施設の背面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
15	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	○	【鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合】		
16	盛土の安定計算書	○	【谷埋め型大規模盛土、腹付け型大規模盛土、高さ15m超の盛土を行う場合(福岡県技術基準7ページ参照)】 土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
17	崖面の安定計算書	○	【崖面を擁壁で覆わない場合】 土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
18	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		

表 2-6 盛土又は切土の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
19	住民への周知報告書	●	【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類		【参考様式】 住民への周知報告書
20	登記関係一覧表	●	申請に係る土地等(自己所有地含む)の登記関係を整理すること		【参考様式】 登記関係一覧表
21	土地所有者等の同意書	●	当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ること(印鑑証明書添付)		【参考様式】 権利者の施行同意書
22	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
23	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
24	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		
25	許可を受けようとする者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
26	誓約書	●	暴力団等に該当しないことの誓約書		【参考様式】 暴力団等に該当しないことの誓約書
27	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		【省令様式第三】 資金計画書
28	工事主の資力及び信用に関する書類	●	①直近の納税証明書 ②残高証明又は融資証明(必要と認める場合) ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
29	工事施行者の能力に関する書類	●	①登記事項証明書(個人の場合を除く) ②建設業の許可証の写し ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
30	設計者の資格に関する申告書	○	【高さ5m超の擁壁又は面積1,500㎡超の盛土・切土における排水施設を設置する場合】		【県細則様式第20号】 設計者の資格に関する申告書
31	工程表	●			
32	大臣認定書の写し	○	【大臣認定品を使用する場合】 認定書及び認定時に付された条件等を確認できる書類		
33	その他の図面等	○	【胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁で、昭和40年6月14日付建設省告示第1485号の規定によるもの場合】 同告示及び施行通知別紙3.(8)に適合していることがわかる書類		
34	他法令等の許可等の写し	○	【申請に際して、他法令等の手続きが必要な場合】		
35	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-7 土石の堆積の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	【県細則様式第4号】 土石の堆積に関する工事の許可申請書に記載		【県細則様式第4号】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	排水施設構造図	○	【排水施設を設置する場合】		
8	流量計算書	○	【排水施設を設置する場合】		
9	堆積した土石の崩壊を防止するための措置	○	【土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等を行う場合】 堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の内容が、適切であることを証する書類		
10	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	【土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合】 次の①か②のいずれかの措置の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置		
11	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
12	許可を受けようとする者の証明書類	●	【個人の場合】 ①住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ①登記事項証明書 ②役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
13	誓約書	●	暴力団等に該当しないことの誓約書		【参考様式】 暴力団等に該当しないことの誓約書
14	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		【省令様式第三】 資金計画書

表 2-7 土石の堆積の許可申請に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
15	住民への周知報告書	●	【添付書類】 土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類		【参考様式】 住民への周知報告書
16	登記関係一覧表	●	申請に係る土地等(自己所有地含む)の登記関係を整理すること		【参考様式】 登記関係一覧表
17	土地所有者等の同意	●	当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得ること(印鑑証明書添付)		【参考様式】 権利者の施行同意書
18	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
19	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
20	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		
21	土量計算書	●	土石の堆積をする土量計算書		
22	工事主の資力及び信用に関する書類	●	①直近の納税証明書 ②残高証明又は融資証明(必要と認める場合) ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
23	工事施行者の能力に関する書類	●	①登記事項証明書(個人の場合を除く) ②建設業の許可証の写し ③事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)		
24	他法令等の許可等の写し	○	【申請に際して、他法令等の手続きが必要な場合】		
25	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-8 特盛区域における盛土又は切土の届出に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●	【省令様式第十九】 特定盛土等に関する工事の届出書に記載		【省令様式第十九】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れる方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	崖の断面図	○	【崖を生ずる場合】 崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前後の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
9	擁壁の背面図	○	【擁壁を設置する場合】 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	【崖面崩壊防止施設を設置する場合】 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
12	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
13	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
14	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
15	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		
16	届出者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
17	工程表	●			
18	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

表 2-9 特盛区域における土石の堆積の届出に必要な書類

	種類	●必須 ○該当時	明記すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●	【省令様式第二十】 土石の堆積に関する工事の届出書に記載		【省令様式第二十】
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500以上	【2m】の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/2,500以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	○	【排水施設を設置する場合】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
7	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真(申請に係る土地を赤枠で囲むこと) 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等を撮り、その撮影方向を明示すること		
8	届出者の証明書類	●	【個人の場合】 ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類 【法人の場合】 ① 登記事項証明書 ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類		個人番号カードの写しの場合、個人番号を黒塗りする
9	土地の登記事項証明書	●	作成後3カ月以内のもの		
10	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後3カ月以内のもの		
11	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		
12	委任状	○	【代理者が申請手続きを行う場合】		

## 2-3 窓口及び書類提出先

許可担当部署は、表 2-10 のとおりです。

※北九州市、福岡市、久留米市の区域は、各市が所管行政庁となります。

表 2-10 担当部署

管轄	担当部署	所在地	電話番号
福岡県内 (北九州市、福岡市、 久留米市を除く地域)	福岡県建築都市部 開発・盛土指導課 盛土規制係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 (県庁7階)	092-643-3762

※ 一部手続きについては、市町村にその受付事務の権限を移譲しています。  
市町村が窓口となる手続き項目は、【2-1 手続きの一覧】に記載しています。

各市町村の窓口は、表 2-11 のとおりです。

表2-11 各市町村窓口一覧表(50音順)

市町村名	受付窓口	郵便番号	住所	電話番号
赤村	総務課	824-0432	田川郡赤村大字内田1188	0947-62-3000
朝倉市	都市整備課	838-8601	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1115
芦屋町	企画政策課	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3570
飯塚市	都市計画課	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-96-8476
糸島市	都市計画課	819-1192	糸島市前原西一丁目1番1号	092-332-2077
糸田町	地域振興課	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
うきは市	都市整備課	839-1393	うきは市吉井町新治316番地	0943-76-9063
宇美町	都市整備課	811-2192	糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号	092-934-3006
大川市	都市計画課	831-8601	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5603
大木町	建設水道課	830-0416	三潴郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1064
大任町	事業課	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067	0947-63-3001
大野城市	都市計画課	816-8510	大野城市曙町二丁目2-1	092-580-1867
大牟田市	都市計画・公園課	836-8666	大牟田市有明町2丁目3番地	0944-41-2782
岡垣町	都市建設課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	093-282-1211
小郡市	都市計画課	838-0198	小郡市小郡255-1	0942-73-9118
遠賀町	都市計画課	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	093-293-1317
春日市	都市計画課	816-8501	福岡県春日市原町3-1-5	092-584-1135
粕屋町	都市計画課	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号	092-938-0208
嘉麻市	土木課	820-0592	嘉麻市岩崎1180番地1	0948-42-7042
川崎町	企画情報課	827-8501	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000
香春町	産業振興課	822-1492	田川郡香春町大字高野994	0947-32-8406
苅田町	都市計画課	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19-1	093-434-6521
鞍手町	都市整備課	807-1392	鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地2	0949-42-2119

表2-11 各市町村窓口一覧表(50音順)

市町村名	受付窓口	郵便番号	住所	電話番号
桂川町	建設事業課	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424番地1	0948-65-3330
上毛町	住民課	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3116
古賀市	都市整備課	811-3192	古賀市駅東1-1-1	092-942-1119
小竹町	企画調整課	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1	0949-62-1214
篠栗町	都市整備課	811-2492	糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号	092-947-1219
志免町	都市整備課	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号	092-935-1099
新宮町	都市整備課	811-0192	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1-1	092-963-1735
須恵町	都市整備課	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	092-932-1450
添田町	住環境整備課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151番地	0947-82-1235
田川市	都市計画課	825-8501	田川市中央町1番1号	0947-85-7148
太宰府市	都市計画課	818-0198	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	092-921-2121
大刀洗町	建設課	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819番地	0942-77-6204
筑後市	都市対策課	833-8601	筑後市大字山ノ井898	0942-65-7029
筑紫野市	都市計画課	818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号	092-923-1111
築上町	住民生活課	829-0392	築上郡築上町大字椎田891番地2	0930-56-0300
筑前町	都市計画課	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	0946-42-6641
東峰村	農林建設課	838-1792	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425 宝珠山庁舎	0946-72-2313
那珂川市	都市計画課	811-1224	那珂川市大字安德702番地1	092-408-7996
中間市	都市計画課	809-8501	中間市中間1丁目1番1号	093-246-6261
直方市	都市計画課	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2201
久山町	都市整備課	811-2592	糟屋郡久山町大字久原3632番地	092-976-1111
広川町	建設課	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1157
福智町	住宅課	822-1201	田川郡福智町金田937番地2	0947-22-7768
福津市	都市計画課	811-3293	福津市中央1丁目1番1号	0940-62-5036
豊前市	都市住宅課	828-8501	豊前市大字吉木955番地	0979-82-1111
水巻町	建設課	807-8501	遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号	093-201-4321
みやこ町	都市整備課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960	0930-32-6007
みやま市	都市計画課	835-8601	みやま市瀬高町小川5番地	0944-64-1532
宮若市	建築都市課	823-0011	宮若市宮田29-1	0949-32-0955
宗像市	都市再生課	811-3492	宗像市東郷1-1-1	0940-36-9777
柳川市	都市計画課	832-8601	柳川市本町87-1	0944-77-8552
八女市	建設課	834-8585	八女市本町647番地	0943-24-9456
行橋市	都市政策課	824-8601	行橋市中央1-1-1	0930-25-1111
吉富町	建設課	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-4073

## 2-4 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。

標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

余裕をもって申請いただくとともに、必要に応じ事前相談をすることで、円滑に手続きが進むようにご準備ください。

表 2-12 許可申請の標準処理期間

許可申請面積	手続きの種類	標準処理期間		
		(市町村)	(県)	計
5ha未満	盛土又は切土	15日	30日	45日
	土石の堆積	10日	14日	24日
5ha以上	盛土又は切土	20日	40日	60日
	土石の堆積	15日	25日	40日

## 2-5 申請手数料

福岡県では、許可等の申請に係る手数料を以下の表のとおり定めています。  
 なお、申請の際に県の窓口において、手数料をお支払いいただきます。

支払い方法は、福岡県の領収証紙またはキャッシュレス決済によることとなります。  
 キャッシュレス決済の詳細については、福岡県ホームページからご確認ください。

○手数料・使用料納付の際キャッシュレス決済が利用できます(福岡県ホームページ)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei-cashless.html>

表 2-13 許可申請手数料

区分	許可申請面積		許可手数料	
			盛土又は切土	土石の堆積
1	500 m <sup>2</sup> 以内		¥17,000 円	¥12,000 円
2	500 m <sup>2</sup> 超	1,000 m <sup>2</sup> 以内	¥30,000 円	¥15,000 円
3	1,000 m <sup>2</sup> 超	2,000 m <sup>2</sup> 以内	¥42,000 円	¥17,000 円
4	2,000 m <sup>2</sup> 超	3,000 m <sup>2</sup> 以内	¥62,000 円	¥21,000 円
5	3,000 m <sup>2</sup> 超	5,000 m <sup>2</sup> 以内	¥72,000 円	¥30,000 円
6	5,000 m <sup>2</sup> 超	10,000 m <sup>2</sup> 以内	¥98,000 円	¥34,000 円
7	10,000 m <sup>2</sup> 超	20,000 m <sup>2</sup> 以内	¥150,000 円	¥41,000 円
8	20,000 m <sup>2</sup> 超	40,000 m <sup>2</sup> 以内	¥240,000 円	¥57,000 円
9	40,000 m <sup>2</sup> 超	70,000 m <sup>2</sup> 以内	¥370,000 円	¥78,000 円
10	70,000 m <sup>2</sup> 超	100,000 m <sup>2</sup> 以内	¥530,000 円	¥110,000 円
11	100,000 m <sup>2</sup> 超		¥690,000 円	¥140,000 円

表 2-14 中間検査申請手数料

区分	許可申請面積		中間検査手数料
			盛土又は切土
1	500 m <sup>2</sup> 以内		¥6,500 円
2	500 m <sup>2</sup> 超	1,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
3	1,000 m <sup>2</sup> 超	2,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
4	2,000 m <sup>2</sup> 超	3,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
5	3,000 m <sup>2</sup> 超	5,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
6	5,000 m <sup>2</sup> 超	10,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
7	10,000 m <sup>2</sup> 超	20,000 m <sup>2</sup> 以内	¥6,500 円
8	20,000 m <sup>2</sup> 超	40,000 m <sup>2</sup> 以内	¥13,000 円
9	40,000 m <sup>2</sup> 超	70,000 m <sup>2</sup> 以内	¥26,000 円
10	70,000 m <sup>2</sup> 超	100,000 m <sup>2</sup> 以内	¥45,000 円
11	100,000 m <sup>2</sup> 超		¥65,000 円

表 2-15 変更許可申請手数料

変更許可申請手数料	
盛土又は切土	土石の堆積
変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が690,000円を超えるときは、690,000円とする。	変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が140,000円を超えるときは、140,000円とする。
1) 工事の設計の変更 許可申請手数料の1/10の金額	1) 工事の設計の変更 許可申請手数料の1/10の金額
2) 新たな土地の編入に係る変更 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額	2) 新たな土地の編入に係る変更 増加面積に応じ許可申請手数料に規定する金額
3) その他の変更 10,000円	3) その他の変更 10,000円

表 2-16 諸証明手数料

諸証明手数料
不要証明書 1件当たり 400円

## 2-6 代理申請を行う場合

申請書の提出を申請者以外が行うときは、委任状(任意様式)が必要です。

行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、刑事罰が科される場合があります。

## 2-7 許可・届出情報の公表

許可・届出を行った工事に関する事項を福岡県のホームページで公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

なお、公表期間については、原則として工事完了までとなります。

### 【公表する事項】

- ① 工事主、工事施行者の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の位置図
- ③ 工事の許可年月日及び許可番号
- ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

### 【関係条文】

法第12条第4項、第21条第2項、第27条第2項、第30条第4項、第40条第2項

## 第3章 許可基準編

3-1 周辺住民への周知【法第11条、第29条】	50
3-1-1 周知する方法	50
3-1-2 周知する内容	50
3-1-3 周知結果の報告	50
3-1-4 周知する範囲	51
3-2 土地所有者等の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】	52
3-3 技術的基準への適合【法第13条第1項、第31条第1項】	52
3-4 資格を有する者の設計が必要な工事【法第13条第2項、第31条第2項】	53
3-5 資力・信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】	54
3-6 工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】	54
3-7 土石の堆積に関する工事の期間	54

### 3-1 周辺住民への事前周知【法第11条、第29条】

許可申請を行う前に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、当該工事の内容を周知する必要があります。なお、周知すべき範囲に住民がいない場合には周知義務が生じないため、下記に記載する内容で周知する必要はありません。

#### 3-1-1 周知する方法

周知する方法は、表3-1のいずれかの方法によることとなっています。工事の内容が確実に伝わるように、できる限り、説明会の開催や書面の配布を行うよう努めてください。

表 3-1 周辺住民への周知の方法

	方法
1	説明会の開催 ※
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※表3-2の要件に該当する場合は、説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

表 3-2 説明会が必須となる要件

	要件
①	山間部における、河川の流水が継続して存する土地で、高さ15mを超える盛土を行う場合
②	山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地で、高さ15mを超える盛土を行う場合
③	①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地で、高さ15mを超える盛土を行う場合

#### 3-1-2 周知する内容

以下の①～⑦の内容について周知を行ってください。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

このほか、工事内容により周辺へ影響を及ぼす事項等は、可能な限り周知を行うようにお願いします。

#### 3-1-3 周知結果の報告

周知結果については、「住民への周知報告書(参考様式)」に必要事項を記載して、周知した範囲や内容がわかる資料とともに、許可申請書に添付してください。

3-1-4 周知する範囲

周知する範囲は、盛土等による影響を想定し得る範囲としています。対象となる範囲に、住家や日常で活動が行われている建物がある場合には、周知を行ってください。

表3-3に示す住民への周知範囲の考え方に応じて、必要な範囲に周知を行ってください。必要な範囲に周知がなされていれば許可申請は可能ですが、各市町村における指導要綱等で周知義務を定めてある場合があります。該当する市町村へ確認を行うなどして、盛土規制法以外の手続きについても適切に行ってください。

※周知範囲が広大になる場合や説明会対象者多数の場合は、事前にご相談をお願いします。

※周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて隣接する土地所有者や自治会等に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

表3-3 住民への周知範囲

盛土等の区分	周知範囲の考え方	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	盛土等の境界(のり尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲 (※参考図Lの範囲)	
腹付け盛土	盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり尻から下方の水平距離5h以内の範囲 (※参考図Iの範囲)	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土(①を除く) ③谷埋め盛土(①及び②を除く) ④腹付け盛土のうち、参考図Iの範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	下流の溪床勾配が2度以上の範囲 (※参考図の範囲)	

※ 平地盛土……勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  
 腹付け盛土…勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  
 谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土  
 溪流等………溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線(上端は谷地形の最上部まで含む)からの距離が両側 25m以内の範囲

## 3-2 土地所有者等の同意【法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号】

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

<同意を必要とする権利者>

同意を必要とする権利者とは、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のことです。

<同意書に記載が必要な事項>

- ① 所在地・地番
- ② 地目又は工作物若しくは建築物の種類
- ③ 地積又は工作物若しくは建築物の規模用途等
- ④ 権利の種別
- ⑤ 同意年月日
- ⑥ 同意者住所・氏名

同意書には、本人の同意であることを示すため、同意者の印鑑証明書を添付してください。

※「登記関係一覧表(参考様式)」にて、各権利者及び内容を整理してください。

## 3-3 技術的基準への適合【法第13条第1項、第31条第1項】

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。福岡県では、表3-4に示す政令での規定に加えて細則に基づく技術的基準の付加をしています。

技術的基準は、本手引きとは別に規定しています。下記のホームページをご参照ください。

※ 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の運用について(福岡県ホームページ)  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/morido-unyou.html>

表 3-4 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事(第7条から第17条までの規定の準用)
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

3-4 資格を有する者の設計が必要な工事【法第13条第2項、第31条第2項】

資格を有する者の設計が必要な工事が政令において定められています。表3-4-1に該当する工事内容がある場合は、表3-4-2に記載する設計者の資格が必要となります。

この工事を行う場合は、設計者の資格に応じた証明書類を許可申請書に添付する必要があります。

※都市計画法の開発許可によるみなし許可となる場合でも、この工事内容がある場合は、設計者の資格が必要となります。設計者の資格に関する申告書と添付書類を、開発許可申請書に添付してください。

表3-5 資格を有する者の設計が必要な工事

	工事内容
①	高さが5mを超える擁壁の設置
②	盛土又は切土をする土地の面積が1,500m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置

表3-6 設計に必要な資格、申請に必要な書類

根拠条文	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
政令 第22条	1号 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 卒業証明書
	2号 短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
	3号 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
	4号 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
省令 第35条	1号 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会修了証書
昭和37年 建設省告示 第1005号	1号 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明
	2号 技術士[建設部門] [農業部門](農業農村工学(農業土木)に限る) [森林部門](森林土木に限る) [水産部門](水産土木に限る)	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書
	3号 一級建築士	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 (細則様式第20号) <input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書

### 3-5 資力・信用【法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号】

工事の許可申請において、工事主には、工事を行うために必要な資力及び信用が求められます。

なお、過去に盛土規制法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

(必要書類)

【個人の場合】

- ① 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類
- ② 暴力団等に該当しないことの誓約書(参考様式)
- ③ 資金計画書(省令様式)
- ④ 直近の年度の納税証明書
- ⑤ 残高証明書又は融資証明書(1haを超える場合または知事が必要と認める場合)
- ⑥ 事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)

【法人の場合】

- ① 登記事項証明書
- ② 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するもので、氏名及び住所を証する書類(本事業の決定権を持つ役員のみ)
- ③ 暴力団等に該当しないことの誓約書(参考様式)
- ④ 資金計画書(省令様式)
- ⑤ 直近の年度の納税証明書
- ⑥ 残高証明書又は融資証明書(1haを超える場合または知事が必要と認める場合)
- ⑦ 事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)

### 3-6 工事施行者の能力【法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号】

工事の許可申請において、工事施行者には、工事を完成するために必要な能力が求められます。

原則として許可申請時に工事施行者の能力を審査します。ただし、許可後に入札を行って工事施行者を選定するなど、やむを得ない場合の申請に関しては、事前に県の窓口にご相談ください。

(必要書類)

- ① 登記事項証明書(個人の場合を除く)
- ② 建設業の許可証の写し
- ③ 事業経歴書(盛土等に関する事業経歴がある場合)

### 3-7 土石の堆積に関する工事の期間

土石の堆積は許可期間が5年以内となっています。これは、盛土や切土などの恒久的な造成工事とは異なり、一時的に堆積することを前提としているためです。

なお、資材置き場での堆積やストックヤードとしての利用などで5年を超えて土石の堆積を継続する場合、許可の日から5年を経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受ける必要があります。

変更許可については、【第2章手続編 2-1-2 許可(変更許可)申請】をご確認ください。

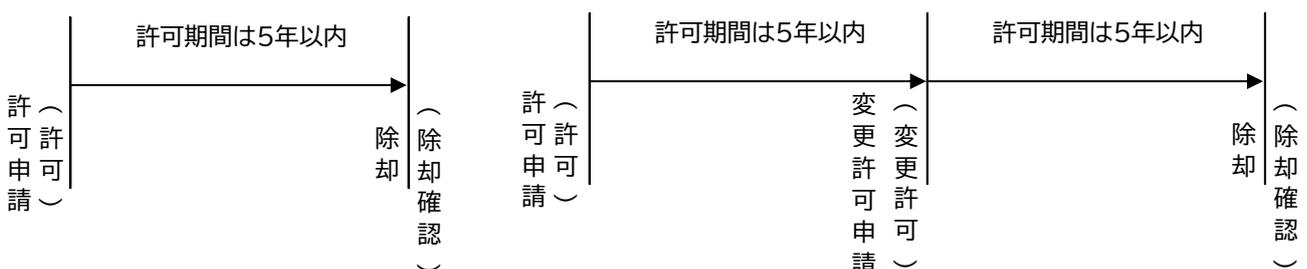


図3-1 土石の堆積の許可期間の考え方

図3-2 土石の堆積の変更許可の考え方

## 第4章 その他

4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出【法第21条1項、法第40条1項】	56
4-2 盛土規制法における違反行為および罰則	58
4-3 改訂履歴	59

4-1 規制区域指定の際に行っている工事に関する届出【法第21条1項、法第40条1項】

盛土規制法による規制区域を指定した際、規制区域内において既に行われている工事で、規制対象の規模を超える場合(表4-1参照)は、その指定があった日から21日以内に届出書を県庁へ提出する必要があります。

福岡県では、令和7年10月1日に区域指定を予定しているため、令和7年10月22日が提出期限となります。

なお、規制区域の指定前から行っている工事でも、【第1章制度編 1-4 法の対象外及び許可又は届出を要しない工事】に該当するものは届出不要となります。

※令和7年10月1日以降に着手する工事(令和7年9月30日までに着手していない工事)は、着手前に許可申請等の手続きを行う必要があります。

※この届出を行った後、届出書の記載内容に変更が生じた場合は、変更の届出を行う必要があります。変更内容によっては許可等の対象となる場合がありますので、工事内容に変更が生じる場合には、事前に県の窓口へご相談ください。

表4-1 届出対象となる工事の規模

区分	届出が必要な規模の工事				
	届出書のみ提出			届出書+添付図面等を提出	
盛土・切土	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖が生じる場合 	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖が生じる場合 	③盛土と切土を同時に行い 2 m超 5 m超 の崖が生じる場合 	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となる場合 	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 
	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ、面積が 300㎡超 1,500㎡超 となる場合 			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となる場合(標高差30cm以下を除く) 	

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)のこと。

また、届出対象となる工事のうち、表4-1の各項目のより大きな規模の数値に該当する場合は、届出書のほかに表4-2に示す図面等を添付する必要があります。

表4-2 届出における添付図面等

No.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考	☑
			盛土・切土	土石の堆積		
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要		
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線(赤枠で囲むこと)	要	要	等高線は2mの標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をするときの部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設及び地滑り抑制杭又は「グランドアンカー」その他の土留の位置	要	—	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること	
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを配置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除措置を講ずる位置および当該設置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要		
4	現場写真		要	要	造成現場やその付近の状況を明らかにすること	

(提出書類)

○規制区域指定の際に行っている工事

盛土又は切土の場合:【省令様式第十五 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

盛土又は切土の変更の場合:【細則様式第16号 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書】

土石の堆積の場合 :【省令様式第十六 土石の堆積に関する工事の届出書】

土石の堆積の変更の場合 :【細則様式第17号 土石の堆積に関する工事の変更届出書】

(提出先)

届出書の提出先は【県の開発・盛土指導課 盛土規制係】になります。

※この届出は「ふくおか電子申請サービス」を利用してオンライン手続きが可能です。(令和7年10月開始)

4-2 盛土規制法における違反行為および罰則

盛土規制法では、無許可行為や命令違反等に対する罰則が定められています。また、法人に対しても、法人重科として罰則が定められています。

表 4-2 盛土規制法における違反行為および罰則

違反行為	条項	対象	法定刑		法人重科
			拘禁刑	罰金	罰金
無許可工事	法第55条第1項第1号 [法第55条第1項第2号]	許可を受けずに盛土等に関する工 事をした者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
虚偽申請	法第55条第1項第3号	偽りその他不正な手段により許可を 受けた者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
立入検査拒否等	法第56条第4号	立入検査を拒み、妨げ、又は忌避し た者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
報告徴取拒否等	法第58条第5号	報告徴取で報告をせず、又は虚偽 の報告をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
命令違反 (監督処分)	法第55条第1項第4号	監督処分(法第20条第2項から第4 項[法第39条第2項から第4項])に 違反した者	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
命令違反 (改善命令)	法第56条第3号	改善命令に違反した者、法第27条 第1項の規定による届出に対する勧 告に違反した者	1年以下	300万円以下	1億円以下 (法第60条第2号)
技術的基準 違反	法第55条第2項及び 第3項	技術的基準(法第13条第1項[法第 31条第1項])に違反して工事の設 計をした者(設計図書を用いない又 は設計図書に従わないで工事を施 行した場合は工事施行者) ※上記の違反行為が工事主等(工 事主、又はその代理人、使用人そ 他の従業者)の故意によるとき は、その者を含む	3年以下	1000万円以下	3億円以下 (法第60条第1号)
中間検査・完了 検査違反	法第56条第1号	完了検査(土石の堆積の場合、完了 確認)、中間検査を申請せず、又は 虚偽の申請をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
定期報告違反	法第56条第2号	定期報告をせず、又は虚偽の報告 をした者	1年以下	300万円以下	300万円以下 (法第60条第3号)
特定盛土等規制 区域における工 事の届出違反	[法第57条]	工事の届出をしないで工事を行い、 又は虚偽の届出をした者	1年以下	100万円以下	100万円以下 (法第60条第3号)
基礎調査のため の土地の立入り 拒否等	法第58条第1号	基礎調査における土地の立入りを 拒み、又は妨げた者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
区域指定時の 工事の届出違反	法第58条第3号	法第21条第1項[法第40条第1項] の規定に違反し、区域指定時に行っ ている工事について届出しなかつ た、または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
擁壁等に関する 工事の届出違反	法第58条第4号	法第21条第3項[法第40条第3 項]の規定に違反し、擁壁等に関す る工事について届出をしなかつた、 または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
公共施設用地の 転用の届出違反	法第58条第3号	法第21条第4項[法第40条第4 項]の規定に違反し、公共施設用地 の転用について届出をしなかつた、 または虚偽の届出をした者	6月以下	30万円以下	30万円以下 (法第60条第3号)
標識掲示義務 違反	法第59条	許可を受けている旨の標識を掲示 しなかつた者		50万円以下	50万円以下 (法第60条第3号)
軽微な変更の 届出違反	法第61条	軽微な変更の届出をせず又は虚偽 の届出をした者		30万円以下※1 (過料として)	

※1 法第61条「軽微な変更の届出」に違反した場合は「罰金」ではなく「過料」が科せられる



## 第5章 様式編

### 省令様式

様式第三	資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	61
様式第五	資金計画書(土石の堆積に関する工事)	63
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	65
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	66
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	67
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	68
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	69
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	70
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	71
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	72
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	74
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	76
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	78
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	80
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	81

### 細則様式

様式第3号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	82
様式第4号	土石の堆積に関する工事の許可申請書	86
様式第5号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	90
様式第6号	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	94
様式第7号	工事の軽微な変更届出書	98
様式第8号	工事の廃止・一時中止届出書	99
様式第9号	宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書	100
様式第10号	土石の堆積に係る工事の定期報告書	101
様式第11号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	102
様式第12号	土石の堆積に関する工事の協議申出書	104
様式第14号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	106
様式第15号	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	108
様式第16号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書(区域指定時)	110
様式第17号	土石の堆積に関する工事の変更届出書(区域指定時)	111
様式第18号	工事着手届	112
様式第19号	証明願	113
様式第20号	設計者の資格に関する申告書	114

### 参考様式

参考様式	権利者の施行同意書	115
参考様式	住民への周知報告書	116
参考様式	登記関係一覧表	117
参考様式	暴力団等に該当しないことの誓約書	118

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附带工事費					
	事務費					
	借入金利息 〇〇〇					
	借入償還金 〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金 〇〇〇					
	処分収入 〇〇〇					
	補助負担金 〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
〇〇〇		
〇〇〇		
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附带工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第九

※ 受付欄

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

福岡県知事 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項  
第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十一

※ 受付欄

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

福岡県知事 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項  
第 36 条第 4 項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十三

※ 受付欄

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

福岡県知事 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 18 条第 1 項  
第 37 条第 1 項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事を行っている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日		
8 備 考				

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

## 様式第十五

## 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

福岡県知事 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項  
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届  
け出ます。

## 記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年	月 日
9	工事完了予定年月日	年	月 日
10	工事の進捗状況		

## 〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

## 様式第十六

## 土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

福岡県知事 様

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 1 項  
第 40 条第 1 項} の規定により、下記の工事について届  
け出ます。

## 記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

## 〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

福岡県知事 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項  
第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届  
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し  
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

福岡県知事 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項  
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

福岡県知事 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ	メートル	

			メートル	
	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

福岡県知事 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				

	ヌ 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>		

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

福岡県知事 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ	メートル	

				メートル	
	ト	崖面の保護の方法			
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ	工事中の危害防止のための措置			
	ヌ	その他の措置			
	ル	工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ	工程の概要			
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
〔注意〕					
1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。					
3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。					
4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。					
5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。					
6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。					
7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

福岡県知事 様

届出者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を			

	防止する措置	
	又 工事中の危害防止のための措置	
	ル その他の措置	
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日
	カ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</li> <li>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</li> <li>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>		

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90 センチメートル以上

{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
1	工事主の住所氏名		見取図	
2	許可番号	第 号		
3	許可又は届出年月日	年 月 日		
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ	メートル		
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
		切土		立方メートル
9	工事着手予定年月日	年 月 日		
10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90 センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

申請者 控

宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項 第30条第1項 )の規定により、許可を申請します。		申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ( )		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒	平方メートル
5	土地の面積		
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無	
10	イ 盛土又は切土の高さ	メートル	
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
		番号	構造 高さ 延 長
ニ	擁壁	番号	種類 高さ 延 長
			番号 種類 高さ 延 長
ホ	崖面崩壊防止施設		

- ※記入上の注意事項
- この票(A、B、C)及びC票の裏面の枠の中だけ記入してください。
  - 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
  - 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
  - 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
  - 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
  - 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください。(複数選択可)
  - 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
  - 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入してください。
  - 記入後、この票を控図書に添付して、申請者で一部保管してください。

番号	種類	内法寸法	延長
10	排水施設	センチメートル	メートル
工事の概要			
ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ス	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日		
ヲ	工事完了予定年月日		
ワ	工程の概要		
11	その他必要な事項		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項 第30条第1項 )の規定により、許可を申請します。	
年 月 日	
福岡県知事 殿	
申請者 氏名	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )
2 設計者住所氏名	
3 工事施行者住所氏名	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5 土地の面積	平方メートル
6 工事着手前の土地利用状況	
7 工事完了後の土地利用	
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ 盛土又は切土をする土地の面積 ハ 盛土又は切土の土量 ニ 擁壁 ホ 崖面崩壊防止施設
盛土	平方メートル
切土	平方メートル
番号	高さ メートル
構造	延長 メートル
種類	延長 メートル
番号	高さ メートル
種類	延長 メートル
番号	高さ メートル
種類	延長 メートル

市町村 控

市町村受付	市町村長	年 月 日
調査副申請書		
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
2. 住民周知	済・不要	
3. 事業計画	有・無 ( )	
4. 総合意見		

10	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
工事の概要					
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日				
	ロ 工事完了予定年月日				
	リ 工程の概要				
11 その他必要な事項					

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項 第30条第1項 )の規定により、許可を申請します。		申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒	
5	土地の面積		平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当	有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ		メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
11	ニ 擁壁	番号	高さ メートル
			延長 メートル
ホ 崖面崩壊防止施設		番号	高さ メートル
			延長 メートル

第 号

市町村受付		市町村長		年 月 日
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域			
2. 住民周知	済・不要	説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧		
3. 事業計画	有・無	計画内容( )		
4. 総合意見				

10	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
工事の概要					
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ 工事中の危害防止のための措置				
	ヌ その他の措置				
	ル 工事着手予定年月日				
	ヲ 工事完了予定年月日				
	ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項					



## 土石の堆積に関する工事の許可申請書

申請者 控

宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項 第30条第1項)	}の規定により、許可を申請します。	申請者 氏名
年 月 日	( )	
福岡県知事 殿		
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2 設計者住所氏名		
3 工事施行者住所氏名		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5 土地の面積	平方メートル	
6 工事の目的		
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ ロ 土石の堆積を行う土地の面積 ハ 土石の堆積の最大堆積土量 ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	メートル 平方メートル 立方メートル
工事の概要		

※記入上の注意事項  
 1 この票(A、B、C)及びC票の裏面の太枠の太枠の中だけ記入してください。  
 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。  
 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。  
 5 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。  
 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。  
 7 記入後、この票を控図書に添付して、申請者で一部保管してください。

7	ト 空地の設置	番号	空地の幅
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		メートル
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置		
	ス 工事中の危害防止のための措置		
	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日		年 月 日
	ヅ 工事完了予定年月日		年 月 日
	カ 工程の概要		
8	その他の必要な事項		

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項 第30条第1項 )の規定により、許可を申請します。 年 月 日 福岡県知事 殿 申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ( )
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ホ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置 ヘ
工事の概要	

市町村 控

市町村受付	市町村 長	年 月 日
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
2. 住民周知	済 ・ 不要	説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧
3. 事業計画	有 ・ 無	計画内容 ( )
4. 総合意見		

7	工事の概要 ト 空地の設置 チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置 ス 工事中の危害防止のための措置 ル その他の措置 ヲ 工事着手予定年月日 ヲ 年 月 日 ヲ 工事完了予定年月日 ヲ 年 月 日 カ 工程の概要	番号	空地の幅	メートル
8	その他の必要な事項			

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第12条第1項 第30条第1項)の規定により、許可を申請します。 年 月 日 福岡県知事 殿 申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ( )
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ホ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 ヘ その他の必要な措置

第 号

市町村受付 市町村長

調査副申請書

年 月 日

1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域
2. 住民周知	済 ・ 不要 説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧
3. 事業計画	有 ・ 無 計画内容 ( )
4. 総合意見	

7	工事の概要 ト 空地の設置 チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置 ス 工事中の危害防止のための措置 ル その他の措置 ヲ 工事着手予定年月日 ヲ 工事完了予定年月日 カ 工程の概要 その他必要な事項	番号 空地の幅 メートル
---	--	--------------------



宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。 第35条第1項		申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積		平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当	有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ		メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 切土	立方メートル 立方メートル
	ニ 擁壁	番号	構造 高さ メートル 延長 メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類 高さ メートル 延長 メートル

申請者 控

※記入上の注意事項

- 1 この票(A、B、C)及びC票の裏面の太枠の中だけ記入してください。
- 2 変更前及び変更後の内容を対照させるため、変更前を朱書きで記載してください。
- 3 添付図書については、変更に伴い内容が変更されるもののみ添付してください。
- 4 添付すべき設計図面は、変更前の図面に変更後を朱書きで描き、新旧対照ができるようにしてください。
- 5 記入後、この票を控図書に添付して、申請者で一部保管してください。

10	へ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
	ト	崖面の保護の方法			センチメートル	メートル
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ	工事中の危害防止のための措置				
11	ス	その他の措置				
	ル	工事着手予定年月日				
	ヲ	工事完了予定年月日				
	ワ	工程の概要				
その他の必要な事項						

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。 第35条第1項		申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒	
5	土地の面積		平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当	有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ		メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 切土	立方メートル 立方メートル
	ニ 擁壁	番号	構造 高さ メートル 延長 メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類 高さ メートル 延長 メートル
工事の概要			

市町村 控

市町村受付	市町村長	年 月 日
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
2. 住民周知	済・不要	説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧
3. 事業計画	有・無	計画内容( )
4. 総合意見		

10	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
工事の概要	ト			センチメートル	メートル
	チ				
	リ				
	ス				
	ル				
11	その他の必要な事項				

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。 第35条第1項		申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒	
5	土地の面積		平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当	有・無
10	イ 盛土又は切土の高さ		メートル
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土 切土	立方メートル 立方メートル
	ニ 擁壁	番号	構造 高さ メートル 延長 メートル
ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類 高さ メートル 延長 メートル

第 号

市町村受付		市町村長	
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域		
2. 住民周知	済・不要	説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧	
3. 事業計画	有・無	計画内容( )	
4. 総合意見			

10	工事の概要	番号	種類	内法寸法	延長
11	その他の必要な事項	へ	排水施設	センチメートル	メートル
		ト	崖面の保護の方法		
		チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
		リ	工事中の危害防止のための措置		
		ス	その他の措置		
		工事着手予定年月日			
		工事完了予定年月日			
		工程の概要			



土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

申請者 控

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項、第35条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 福岡県知事 殿		申請者 氏名
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	( )
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	

※記入上の注意事項

- この票(A、B、C)及びC票の裏面の太枠の中だけ記入してください。
- 変更前及び変更後の内容に対照させるため、変更前を朱書きで記載してください。
- 添付図書については、変更に伴い内容が変更されるもののみ添付してください。
- 添付すべき設計図面は、変更前の図面に変更後を朱書きで描き、新旧対照ができるようにしてください。
- 記入後、この票を控図書に添付して、申請者で一部保管してください。

7	ト 空地の設置	番号	空地の幅
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		メートル
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置		
	ス 工事中の危害防止のための措置		
8	ル その他の措置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ヅ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	カ 工程の概要		
8		その他の必要な事項	

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項 第35条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 福岡県知事 殿 申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ( )
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ホ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 ヘ その他の必要な措置

市町村 控

市町村受付 市町村 長 年 月 日	
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域
2. 住民周知	済 ・ 不要 説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧
3. 事業計画	有 ・ 無 計画内容 ( )
4. 総合意見	
7	工事の概要 ト 空地の設置 チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置 ス 工事中の危害防止のための措置 ル その他の措置 ヲ 工事着手予定年月日 年 月 日 ヲ 工事完了予定年月日 年 月 日 カ 工程の概要 8 その他の必要な事項

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法(第16条第1項 第35条第1項)の規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 福岡県知事 殿 申請者 氏名	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ( )
2	設計者住所氏名
3	工事施行者住所氏名
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
5	土地の面積 平方メートル
6	工事の目的
7	イ 土石の堆積の最大堆積高さ メートル ロ 土石の堆積を行う土地の面積 平方メートル ハ 土石の堆積の最大堆積土量 立方メートル ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ホ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良 ヘ その他の必要な措置

第 号

市町村受付 市町村長		年 月 日
1. 規制区域	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
2. 住民周知	済 ・ 不要 説明会の開催・書面の配布・工事内容の掲示及びインターネットでの閲覧	
3. 事業計画	有 ・ 無 計画内容 ( )	
4. 総合意見		

7	工事の概要 ト 空地の設置 チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置 リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する装置 ス 工事中の危害防止のための措置 ル その他の措置 ヲ 工事着手予定年月日 ヲ 工事完了予定年月日 カ 工程の概要	番号 空地の幅 メートル
8	その他の必要な事項	



様式第7号（第6条関係）

工事の軽微な変更届出書		年 月 日	
福岡県知事 殿			
届出者 住所 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法（第16条第2項 第35条第2項）の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
1 許可年月日・番号	年 月 日・ 第 号		
2 土地の所在地及び地番			
変更に係る事項	3 工事主、設計者、又は工事施行者の住所及び氏名	旧	
		新	
	4 工事着手予定年月日	旧	年 月 日
		新	年 月 日
	5 工事完了予定年月日	旧	年 月 日
		新	年 月 日
変更の理由			

注1 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

市町村受付	県受付

様式第8号（第7条関係）

工事の廃止・一時中止届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第7条の規定により次のとおり届け出ます。

1 許可年月日・番号	
2 土地の所在地及び地番	
3 廃止の理由 一時中止	
4 工事進捗状況及び防災措置	
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

- (注意) 1 ※印欄は記入しないでください。  
2 不要の文字は抹消してください。

様式第9号（第9条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項 }  
{ 第38条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土

等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号		
2 土地の所在地及び地番			
3 報告年月日	今回報告分	前回報告分	前々回報告分
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 盛土又は切土の高さ	m	m	m
5 盛土又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6 盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
7 盛土の敷均し・締固めに関する工事の施行状況			
8 擁壁等に関する工事の施工状況			
9 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了した時の状況			
10 防災措置に関する工事の施工状況			

[注意]

- 1 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄から10欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第 10 号（第 9 条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 19 条第 1 項 }  
{ 第 38 条第 1 項 } の規定により、土石の堆積に関する工

事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号		
2 土地の所在地及び地番			
3 報告年月日	今回報告分	前回報告分	前々回報告分
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 土石の堆積の高さ	m	m	m
5 土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6 堆積されている土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
7 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	新たな土石堆積 m <sup>3</sup>	新たな土石堆積 m <sup>3</sup>	新たな土石堆積 m <sup>3</sup>
	除去された土石 m <sup>3</sup>	除去された土石 m <sup>3</sup>	除去された土石 m <sup>3</sup>
8 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了した時の状況			

〔注意〕

- 1 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに 8 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第11号 (第10条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項 } の規定により、協議を申し出ます。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> 福岡県知事 殿 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">協議申出者</div>					
1 工事主住所及び氏名					
2 設計者住所及び氏名					
3 工事施行者住所及び氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積	平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況					
7 工事完了後の土地利用					
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチメートル	メートル	

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年	月 日
ヲ	工事完了予定年月日	年	月 日
ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 不要な文字は抹消すること。
- 3 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第12号（第10条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項 } の規定により、協議を申し出ます。  年 月 日  福岡県知事 殿  協議申出者										
1 工事主住所及び氏名										
2 設計者住所及び氏名										
3 工事施行者住所及び氏名										
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)									
5 土地の面積	平方メートル									
6 工事の目的										
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル								
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル								
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル								
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配									
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置									
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置									
	ト 空地の設置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">番号</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: right;">メートル</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	空地の幅		メートル				
	番号	空地の幅								
		メートル								
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置										
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置										

ヌ 工事中の危害防止のための措置			
ル その他の措置			
ヲ 工事着手予定年月日		年 月 日	
ワ 工事完了予定年月日		年 月 日	
カ 工程の概要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項			
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出すこと。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第14号（第11条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項 第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申し 出ます。					
福岡県知事 殿				年 月 日	
協議申出者					
1	工事主住所及び氏名				
2	設計者住所及び氏名				
3	工事施行者住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工事の概要	イ 盛土又は切土の高 さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をす る土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土 量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチメートル	メートル	

	ト 崖面の保護の方法		
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法		
	リ 工事中の危害防止のための措置		
	ヌ その他の措置		
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日	
	ワ 工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	許可番号	第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 不要な文字は抹消すること。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第15号（第11条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項 第35条第3項 } の規定により、変更の協議を申し出ます。										
年 月 日										
福岡県知事 殿										
協議申出者										
1 工事主住所及び氏名										
2 設計者住所及び氏名										
3 工事施行者住所及び氏名										
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)									
5 土地の面積	平方メートル									
6 工事の目的										
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル								
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル								
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル								
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配									
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置									
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置									
	ト 空地の設置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">番号</th> <th style="width: 50%;">空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	空地の幅		メートル				
	番号	空地の幅								
	メートル									
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置										

リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
ヌ	工事中の危害防止のための措置			
ル	その他の措置			
ヲ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ヅ	工事完了予定年月日	年 月 日		
カ	工程の概要			
8	その他の必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出すこと。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

様式第 16 号 (第 12 条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書 (区域指定時)

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 12 条第 1 項の規定により、下記の工事について変更を届け出ます。

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事を行っている土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	立方メートル
		立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

[注意]

- 1 変更前及び変更後の内容を対照させるため、変更前を朱書きで記載してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください (複数選択可)。

様式第 17 号 (第 12 条関係)

土石の堆積に関する工事の変更届出書 (区域指定時)

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名

福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 12 条第 3 項の規定により、下記の工事について変更を届け出ます。

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 変更前及び変更後の内容を対照させるため、変更前を朱書きで記載してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第18号（第14条関係）

<h2 style="margin: 0;">工 事 着 手 届</h2>		
年      月      日		
福岡県知事 殿		
工事主      住所 氏名		
福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第14条の規定により、工事の着手を届け出ます。		
許可年月日・番号	年      月      日      ・      第      号      -	
土地の所在地及び地番		
工事着工年月日	年      月      日	
工事 施行者	住所・氏名	
	連絡場所	電話
	建設業許可番号	年      月      日      第      号
工事 管理者	住所・氏名	
	連絡場所	電話
主任 技術者	住所・氏名	
	連絡場所	電話
※ 受付 処理 欄	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>市町村受付</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>県 受 付</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> </div> </div>	

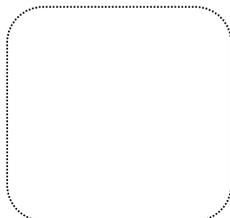
注 ※印欄には記入しないこと。

様式第19号（その1）（第15条関係）

分類記号	
保存期間	
施行方法	

添付図書
<input type="checkbox"/> 位置図
<input type="checkbox"/> 地形図
<input type="checkbox"/> 土地の平面図
<input type="checkbox"/> 土地の断面図
<input type="checkbox"/> その他
( )

県 受 付



証 明 願	
年 月 日	
福岡県知事 殿	
申請者	住所 _____
	氏名 _____
	TEL _____ ( ) _____
<p>私が行う下記の工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく許可等の必要がないことを証明してください。</p>	
土地の所在地及び地番	
盛土又は切土する土地の面積	崖の高さ（最も高い部分）
m <sup>2</sup>	m
工事の目的	
工事の概要	1 宅地造成等工事規制区域 2 特定盛土等規制区域
その他	

※上記の太枠の中だけ記入してください

特記欄

様式第20号 (第16条関係)

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

福岡県知事 殿

設計者 氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する設計者の資格について次のとおり申告します。

1	氏名		生年月日		年 月 日生
2	現住所		(電話)		
3	最終学歴		卒業 年月	学部学科名	部 科
4	資格免許等		一級建築士、技術士、登録年月日 番号 第 号		
5	申告する資格				
6 実務経歴	会社名又は工事名	職務内容	期間		合計
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
			年 月 から (年 月) 年 月 まで		
		年 月 から (年 月) 年 月 まで			
7 設計経歴	事業主名	工事施工者名	場所	面積	許認可年月日番号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
				m <sup>2</sup>	年 月 日第 号
※受付処理欄	※資格欄	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条該当			1 2 3 4 5
		建設省告示第1005号該当			1 2 3 4

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。  
 2 「4」欄の資格等についてはその写しを添付すること。  
 3 「5」欄には設計者の有する資格の法律上の根拠条項(例 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条第1号 等)を記入すること。  
 4 卒業証明書を添付すること。



参考様式

## 住民への周知報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 11 条}  
{第 29 条} の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は  
土石の堆積に関する工事について、次のとおり周辺住民への周知のために必要な措置を講じ  
ましたので報告します。

## 記

1 土地の所在地及び地番	
2 住民周知	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要（周知対象がない場合）
3 住民への周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
4 周知の範囲	
5 説明会概要	開催日時 : 説明会場名称 : 説明会場住所 :
6 配布範囲、掲示場所	

- 注 1 周知状況がわかる書類（写真、配布資料等）を添付してください。  
2 該当する欄のみ記入してください。



参考様式

年 月 日

## 暴力団等に該当しないことの誓約書

福岡県知事 殿

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者名

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可申請を行うに当たって下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方に不利益があっても異存はありません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

私（当法人・当組合を含む。下表、代表者及び役員。）は次の（１）から（３）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

- （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）
- （２） 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの
- （３） 暴力団員等がその事業活動を支配する者